

第三百三十四回
国会

参議院科学技術特別委員会会議録第二号

平成七年十一月一日(水曜日)

午後一時開会

委員の異動

十一月一日

辞任

山本 正和君

補欠選任

三重野栄子君

出席者は左のとおり。

委員長

長谷川 清君

理事

鹿熊 安正君

吉川 芳男君

石田 美栄君

川橋 幸子君

委員

海老原義彦君

岡部 三郎君

香掛 哲男君

河本 三郎君

志村 哲良君

榎崎 泰昌君

松村 龍二君

友部 達夫君

林 寛子君

山崎 力君

三重野栄子君

峰崎 直樹君

阿部 幸代君

立木 洋君

佐藤 道夫君

衆議院議員

発議者

尾身 幸次君

発議者

原田昇左右君

発議者

今村 修君

発議者 渡海紀三朗君
鮫島 宗明君

國務大臣

國務大臣
(科学技術庁長官)

浦野 休典君

政府委員

科学技術庁長官

官房長

科学技術庁長官

官房審議官

科学技術政策局長

科学技術庁科学

技術振興局長

科学技術庁研究

開発局長

科学技術庁原子

力局長

科学技術庁原子

力安全局長

官林 正恭君

第三特別調査室

塩入 武三君

本日の会議に付した案件
○科学技術基本法案(衆議院提出)
○科学技術振興対策樹立に関する調査
(核燃料リサイクル政策に関する件)
(アジア諸国における原子力開発利用に関する件)
(戦略的基礎研究推進制度に関する件)
(国際熱核融合炉計画に関する件)
(高レベル放射性廃棄物の処分に関する件)
(原子力発電所の安全性に関する件)

○委員長(長谷川清君) ただいまから科学技術特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
本日、山本正和君が委員を辞任され、その補欠として三重野栄子君が選任されました。

○委員長(長谷川清君) 科学技術基本法案を議題といたします。

発議者衆議院議員尾身幸次君から趣旨説明を聴取いたします。尾身幸次君。

○衆議院議員(尾身幸次君) 科学技術基本法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

我が国は、科学技術に関して、いわゆるキャッチアップの時代、すなわち目標となる先進国が常に存在し、かなりの分野で技術導入が可能であった時代の終えんを迎えております。今後は、フロントランナーの一員として、みずから未開の科学技術分野に挑戦し、創造性を最大限に発揮し、未来を切り開いていかなければならない時期に差しかかっております。

とりわけ、天然資源に乏しく、人口の急速な高齢化を迎えようとしている我が国が、経済の自由化、国際化に伴う経済競争の激化と相まって直面することが懸念されている産業の空洞化、社会の活力の喪失、生活水準の低下といった事態を回避し、明るい未来を切り開いていくためには、独創的、先端的な科学技術を開発し、これによって新産業を創出することが不可欠であります。

また、環境問題、食糧・エネルギー問題、エイズ問題など人類の将来に立ち及ぶ諸問題の解決に對し科学技術への期待は大きく、この面での我が国の貢献が強く求められているところであります。

さらに、科学技術は、我々の自然観や社会観を大きく変え、新しい文化の創成を促すという側面を有するため、これを人間の生活、社会及び自然

とのかかわり合いの中でとらえていく必要があります。このような視点も踏まえ、新たな視点に立った科学技術を構築していくことが求められております。

翻って我が国の科学技術の現状を見ると、まことに憂慮すべき状態にあります。特に、独創的・先端的科学技術の源泉となる基礎研究の水準は欧米に著しく立ちおくれであり、基礎研究の担い手たるべき大学・大学院、国立試験研究機関等の研究環境は欧米に比べ劣悪な状況に置かれております。また、科学技術の高度化、専門化に対応して総合的、学際的な取り組みが緊要となっているにもかかわらず、大学、国立試験研究機関、民間等の研究者が、組織や専門分野の壁を超えて十分に有機的に連携しているとは言いがたい状況にあります。さらに、将来の我が国の科学技術を担う若者に科学技術離れの現象が見られることは、国の将来にとってゆゆしいことであります。

以上の基本認識に立って、将来にわたり先進国の一員として世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的発展に貢献するとともに、真に豊かな生活の実現とその基盤たる社会、経済の一段の飛躍を期するためには、科学技術創造立国を目指し、ここに改めて新たな視点に立って、科学技術の振興を我が国の最重要政策課題の一つとして位置づけ、科学技術振興の方針と基本方策を明らかにするとともに、関連施策の総合的、計画的、かつ積極的な推進を図ることが不可欠であり、このため、本法案を提案した次第であります。

次に、本法案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、科学技術振興の基本方針として、科学技術が我が国及び人類社会の将来の発展のための基盤であり、科学技術に係る知識の集積が人類にとっての知的資産であることにかんがみ、研究者

等の創造性の發揮を旨として、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ、その振興を積極的に行うこと、広範な分野における均衡のとれた研究開発能力の涵養、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展に留意することを定めております。

第二に、科学技術振興に関する国及び地方公共団体の責務を規定しております。

第三に、国及び地方公共団体による大学等に係る施策の策定等に当たっては、大学等の研究活動の活性化を図るとともに、研究者の自主性の尊重などその研究の特性に配慮することとしております。

第四に、政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術會議の議を経て科学技術基本計画を策定することとしております。

また、政府は、科学技術基本計画について、その実施に關し必要な資金の確保を図るため、必要な措置を講ずるよう努めることとしております。

第五に、国は、多様な研究開発の均衡のとれた推進、研究者、技術者及び研究支援者の確保、研究施設の整備、研究開発に係る情報化の促進、研究開発に係る交流の促進、研究開発に係る資金の効果的使用、研究開発の成果の公開、民間の努力の助長、国際的な交流の推進、科学技術に関する学習の振興等に必要の施策を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(長谷川清君) 以上で本案の趣旨説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鹿熊安正君 科学技術基本法制定の趣旨について質問をいたします。

このたび四党共同提案の議員立法で科学技術基

本法が提案されました。科学技術基本法は長年にわたって関係者が待ち望んでいたものであり、今日に至るまでの各党の提案者の皆さんの精力的な御努力に對しまして、まず初めに敬意を表します。

それではまず、今なぜ基本法なのか、科学技術基本法提案の趣旨について伺いたいと思います。

○衆議院議員(尾身幸次君) ただいま提案理由でお話を申し上げましたとおり、我が国の科学技術は、今まではいわゆるキャッチアップの時代でございまして、目標となるべき先進の国々が常に存在をいたし、技術の動向や需要動向に関する予測可能性が高く、かつかなりの分野で技術導入が可能でございました。そして我が国は、このような後発の利点を生かして、欧米からの先進技術を取り入れて、その改良、改善を重ねてすぐれた技術をつくり上げてきたのが実情でございまして。

しかし、現在に至りますと、いわゆるキャッチアップの時代から今後はフロントランナーの一員として、みづから未開の科学技術を開発し、そして創造性を發揮して未来を切り開いていかなければならない、そういう時期に到達したと思っております。

とりわけ、人口の急速な高齢化あるいは国際競争に直面する我が国が、産業の空洞化あるいは社会の活力の喪失、生活水準の低下といったような事態を回避して、真に豊かな生活を実現し、社会、経済の一層の発展を期する、そのためには科学技術の果たす役割がますます増大すると考えている次第でございまして。

しかし、現実には、この独創的・先端的科学技術の源泉ともなるべき基礎研究の水準は欧米に比べてまして大変におくれておりまして、また、その関係の施設等も非常に貧弱な状況にあるわけでございまして。

そこで、このたび科学技術基本法を制定いたしましたとして、科学技術創造立国を目指すという我が国の基本的なスタンスを明らかにし、そして科学技術の振興を我が国の最重要政策課題の一つに位置

づける、それによりまして科学技術の振興、発展を図り、今後の二十一世紀に向かいまして我が国を、経済、社会の一層の発展、そしてまた世界に對する貢献を実現していきたい、そういうのがこの法律を提案した趣旨でございまして。

○鹿熊安正君 科学技術基本法案の検討経緯について伺いたいと思います。

特に、立案過程ではさまざまな要望やあるいは意見などが学界や業界、また各党からあったと聞きましてありますが、どのような点が主要な論点であったのか、またどのような形で法案に反映されてきているのか、お伺いをいたします。

○衆議院議員(尾身幸次君) この科学技術基本法の立案に当たりましては、各党の間で協議をいたしましたはかに、関係方面、各界の方々と話し合いをし御意見を拝聴して、それを織り込んできたところでございまして。

その意見を拝聴した中には、日本学術會議の幹部の方々、経団連の経済技術委員會の方々、科学技術會議の政策委員の皆さん、マスコミの方々、連合の幹部の方々、あるいは国立大学協會、国公務連、商工会議所の幹部の方など、関係方面の大勢の方の御意見を伺ってきたわけであります。いろいろな方々がいろいろな有益な御意見、御示唆をいただきました。

その中の主なものを申し上げますと、第一は政府の研究開発投資を抜本的に拡充すべきであり、このために、資金的な裏づけのあるような基本計画をつくる必要があるという意見がございました。

この点につきましては、この法律の中心ともいうべき科学技術基本計画を定めた第九条第六項におきまして、「政府は、科学技術基本計画について、その実施に要する経費に關し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と、そういうことを規定しております。そして他方、できる限り詳細に資金規模あるいは必要な

施策等を基本計画の中に盛り込み、そしてこの盛り込まれた基本計画が政府によって有効に実現できるような配慮をしているということでございます。

二つ目が、独創的・基礎的研究の強化が重要であり、研究支援者を含めまして研究人材の確保や養成あるいは研究施設・設備の整備、研究交流などいわゆる研究環境の整備充実が必要であるという御意見が関係方面からございました。

これにつきましては、第二条で、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展に配慮しなければならないということを定めますとともに、第五条で、「基礎研究の推進に關し国及び地方公共団体が果たす役割の重要性に配慮しなければならない」ということを定めております。

また、人材確保等につきましては、十一条で、研究者等の確保等に必要の施策を講ずるものとするを定め、研究環境の整備充実につきましても、基本計画で政府がこの整備充実について定めるべきであるというように規定しているわけでございまして。十二条以下に研究施設の整備とかあるいは情報化の促進、研究交流の促進など必要な施策を講ずることにしていくわけでございまして。

第三の問題点は、人文科学についても基本法の対象にすべきであるという意見がございました。これにつきましては、基本法の立法者の趣旨として、科学技術のうちで人文科学のみに係るものを除くというふうにして対象を決めているわけでございまして、第二条におきまして、自然科学と人文科学の不均衡な発展ということが心配される点にかんがみまして、自然科学と人文科学の調和ある発展に留意しなければならないということとを定めた次第でございまして。

それから第四に、科学技術の平和目的の利用という観点を織り込むべきではないかという御意見もございました。

これにつきましては、この科学技術基本法といえども平和国家を理念とする日本国憲法のもとにあるわけでございまして、これを逸脱することは

ないわけでございますので、この法文の中では明記をいたしませんでしたが、この点につきましては、立法院の意見として、衆議院におきましては附帯決議でそのような趣旨を決定したところでございします。

それから五番目に、科学技術の利用に当たりまして、安全確保など科学技術と人間社会との調和の考え方を盛り込むべきであるという御意見もございました。

これにつきましては、第二条に、科学技術の振興は、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ、積極的に行うことを定めるとともに、十六条に、研究開発の成果の「適切な実用化の促進」と定めまして、この「適切な」という表現で安全性にも十分留意しながら実用化を進めるという考え方を盛り込んだところでございます。

それから、情報公開の考え方を盛り込むべきであるという御意見もございました。

十六条におきまして、研究開発の成果の公開、研究開発に関する情報の提供等の普及に必要な施策を講ずるものとするを定めているところでございます。

それから七番目に、大学の活性化と科学技術教育の充実等についての御意見もございました。大学の活性化につきましては、第六条で、大学等における研究活動の活性化を図るよう努めることを定め、また教育につきましては、第十九条で、学校教育及び社会教育における科学技術に関する学習の振興等を定めることとしていっているわけでございます。

いとお伺いいたします。

法案作成に当たって一番問題になっている点は、今後、政府が基本計画を策定し、実施するに当たって最も大切なことは資金の確保の問題だと考えます。

政府の研究開発投資の抜本的拡充は、今後の我が国の科学技術振興に当たり極めて重要であり、一方、我が国の予算は厳しいシーリングに縛られており、この壁を打ち破る必要があります。多くの関係者が科学技術基本法に期待しているのもこの点にあると思います。

その意味で、科学技術基本計画の資金についてどのように定めるかが重要であり、国会としての意思を明確にしておく必要があると考えますが、立法者側はこの点についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○衆議院議員(尾身幸次君) ただいま鹿熊先生の御っしゃいましたことは、この法案の立法過程において大変議論になりました重要な問題点でございまして、研究開発に要する資金の確保を図るという問題は、この法律の最大のポイントの一つでございまして。

もとより、国の財政との調整は必要でございしますが、基本計画の実施に要する経費に関しまして、必要な資金の確保を図るため、先ほども申し上げましたが、第九条の第六項を設けまして、計画の中に盛り込まれた計画についての必要な資金につきましては、「毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という規定を入れたところでございます。

そこで、基本計画にどういうような内容のものを盛り込むかということもございしますが、これは所要の手続を経て、基本計画を議論する過程でいろいろと決めていただくわけでございますが、その中で資金についての決め方というのは大変重要であるというふうに考えております。

ましては、この当該基本計画に基づき、我が国が科学技術創造立国を目指すために政府の研究開発投資額の抜本的拡充を図るべきであり、その計画の中に、例えば講ずべき施策とか資金規模等を含めまして、できるだけ具体的な記述を行うよう努めるべきであると考えておりまして、こういう形で基本計画をつくってまいりたいというのが私ども提案者の意図でございします。

そして、それと同時に、先生、先ほどおっしゃいましたように、今、いわゆるシーリング制度のもとで科学技術に関する予算が必ずしも私どもが思っているほどの伸びを示していないのも正直なところ実情でございまして、この基本法の成立によりまして、国全体として科学技術創造立国への基本的な方向性が打ち出されたならば、当然、政府におきましても、また与党内部におきましても、このシーリングについての見直しをし、科学技術関係予算の抜本的な拡充、増大が図られるものと私も期待しているわけでございします。

○鹿熊安正君 次に、民間の研究開発について伺いをいたします。

我が国の研究開発投資総額の八割程度を民間が担うなど、我が国の研究開発における民間の果たす役割は、大変重要なものがあります。このため、基本計画では民間の研究開発及び民間の研究開発投資額についても定め、民間の研究開発の促進を図っていくことが必要であると考えますが、立法者側はこの点についてどのように考えておられますか、お尋ねいたします。

○衆議院議員(原田昇左右君) まさに委員のおっしゃる通りでございまして、我が国においては、民間の研究開発が八割程度という大変大きなウェイトを占めておるわけであります。したがって、基本計画をつくる場合におきましては、民間の研究開発の促進のための最低限所要の施策を体系的に書き込む必要があると思うわけであります。民間ですら、投資の規模をずばり金額で政府がつくるわけにもまいりませんから、期待額を書いて、そしてそれを実現するために必要な施策をぜひとも打ち出していただく、こういうことで私どもは考えてこの基本計画の条項をつくった次第でございします。

よろしくお願いたします。

○鹿熊安正君 それでは次に、関係省庁の基礎研究についてお尋ねをいたします。

今後の我が国は、欧米先進国からの技術導入を中心としたキャッチアップ体制から脱却し、独創的・基礎的研究を強化し、みずから未開の科学技術を切り開いていかなければなりません。このような研究開発体制の展開に当たっては、どこか特定の省庁だけが推進すればよいというわけではなく、まさに政府一体となって関係省庁の総力を挙げて取り組むことが必要であります。

その意味からすれば、科学技術庁や文部省だけでなく、農林水産省、通商産業省など科学技術に関係するほかの省庁における基礎研究についても基本計画の中に位置づけ、適切な配慮を行うべきだと考えますが、基本法ではその点どうなっておりますか、お伺いいたします。

○衆議院議員(渡海紀三朗君) 先生の御意見、もともとだと思います。衆議院でも同じような議論が展開されたわけでございしますけれども、先ほどの趣旨説明の中でもございしましたように、キャッチアップ型からこれからはどちらかというとフロントランナーとして独創的な分野を切り開いていかなきゃいけない、まさに総合力を発揮して日本の科学技術というものを進めていかなければいけないということもございまして、このために本法案の中では、第五条に、「基礎研究の推進において国及び地方公共団体が果たす役割の重要性に配慮しなければならぬ」ということで、どういいますか国とか地方とか、大きな範囲でその責任を明快にさせていたところでございます。

なお、基本計画の策定に当たって、当然でございしますけれども、先ほど御指摘がございましたような農水、通産等の関係各省のこの基礎研究分野における役割というものも非常に大事でござい

すし、この制度全体としてそのことを考えていくということも当然なされるべきであると考えております。

なお、余談になりますが、衆議院でも同じような議論がございまして、衆議院の中で一つ議論になりましたのは、今後、科学技術会議がどういう役割を果たしていくかというふうな議論もなされたわけでございまして、科学技術会議も従来さまざまなところの調整機能という部分も非常に強く持っておったわけでありまして、この科学技術会議をより抜本的な充実と活性化を図るようというふうな附帯決議を衆議院ではつけさせていたのだいた次第でございまして。

○鹿熊安正君 次に、地方公共団体における科学技術振興についてお尋ねいたします。

近年では、地方公共団体においても地域活性化のかぎとして科学技術に対する期待が高まっております、科学技術振興に向けた働きも盛んになってきておると聞いております。地方に存在する人材等を活用し、国全体の科学技術振興につなげていく意味からも、このような働きを国としても促進していくことが重要ではないかと考えます。

特に公設試験研究機関は、地方における科学技術振興の中核的機関として注目されながらも人材面や資金面等ではまだまだ弱体であります。国として公設試験研究機関の行う研究開発に関して支援すべきではないかと考えますが、この点について基本法ではどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○衆議院議員（今村修君） 御指摘をいただいたように、地方公共団体における支援対策というんですか、地方公共団体でも例えば県立の大学、地方の試験研究施設、数多く抱えているわけでありまして、そしてこれらの試験研究機関が、国の基本的なあるいは独自の、先端的な科学技術の開発、この成果を受けて、それぞれの地域に合った独自の科学技術の創設、地域経済の活性化、地域住民の生活の質の向上、こういう役割に大きな役割を果たしているものだと思います。

同時に、これら地域における科学技術の振興そのものは国全体の科学技術水準を上げると、こういう点ではこの公設試験研究機関が行う研究に国がどう支援するかというの大きな課題だと思っております。

私もそんな問題を含めて、第四条において、「地方公共団体は、科学技術の振興に關し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」と明記をしたわけでありまして。さらに、基本法で初めて「自主的な施策」と規定したのも、地域における科学技術の振興を重視するという考え方を盛り込んだものでもあります。

科学技術基本法成立後、政府において科学技術基本計画を策定することになるわけでありましてけれども、その際には、地域における科学技術の振興という観点も含めて私どもは検討をぜひともしてもらいたい、こう考えております。そして、そのような観点が盛り込まれた基本計画のもとで、公設試験研究機関への支援を含め地域科学技術振興のための諸施策が強力に講じられていくことを私も期待しております。

以上であります。

○鹿熊安正君 いろいろとお聞かせをいただきました。ありがとうございます。

最後に、科学技術基本法の成立を受けて、科学技術行政に責任を持つ科学技術行政官の決意をお伺いさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○国務大臣（浦野傑興君） 超党派の議員立法という形でこの基本法は制定されようとしたところ、わけございまして私どもも、この科学技術行政につきましても責任を負っておるわけですが、そうした立場からはまことにありがたいことだと心強く受けとめさせていただいておるところでございます。

提案理由の説明、この中にもうたわれておるところであり、また、ただいまの審議におきまして

も、我が国戦後五十年、キャッチアップの時代はもう終えんをしておる。未開の科学技術、これに力を入れる中で、これからの時代といえますか、我が国のあり方というものを切り開いていかなければならぬ、こういうことはまさにそのとおりであらうと思うんです。言うまでもないことなんですけれども、我が国は天然資源がございせんが、国土が狭い。最大の資源とすれば日本人、我が国民の英知、これこそ最大の財産といっているだろうと私は思っております。

そうした観点から、このような基本法が成立を見る、このことは科学技術行政の枠組みをつくるというところでございまして、我々にとっても先ほど申し上げましたように大変心強い限りであるわけなんです。

これを踏まえて基本計画というものが審議されていくわけでありまして、そうした点につきましても科学技術行政の担当する任務、これは極めて重大なものとして受けとめておるわけでありまして、そうした立場からも誠心誠意、懸命に私どももその役割を果たしてまいらなければならぬと思っております。以上でございます。

○鹿熊安正君 どうもありがとうございます。

以上で終わります。

○林寛子君 長い間かかって科学技術立国が叫ばれたが、我が国には科学技術基本法、かつて閣法で出されましたけれども、これは成立いたしました。そして、我が国が科学技術を振興して、皆さんの御努力あるいは産業界の努力、あらゆることでどうにか今日まで来たわけでございます。御存じのとおり、冷戦の終結に伴って、私どもは新産業の創出、そしてまた雇用の確保あるいは環境問題の解決など世界的に大きな課題が、現在世界各国がそれに注目しているところでありまして、今までもと違つて目先の成果にとらわれない、あるいは革新的な研究を推進する体制が今こそ必要なんだと私たちは痛感しております。

今までの日本の科学技術の開発というものは、あるいは研究開発というものは、先ほどもお話に出ましたように、研究開発の八割は産業界の負担、そしてまた大学や国立研究機関の研究費の政府負担は二割。欧米に比べて政府の負担は約半分。日本の産業政策というものは今日まであったとしても、科学技術政策がなかったと言われても仕方がないような証拠の数字が出てくるんだろと思っております。そして私は、今まで科学技術は経済面だけが前面に出て、文化的側面は皆無であったと言っても過言ではないと思っております。

しかも今、鹿熊委員と提案者の質疑を拝聴しておきまして特に感じたことは、科学技術基本法というのは国の根本的な政策である、科学技術政策は長期的なもので単年度では終わらない、そういうものが国の基本計画であれば、なぜこれが閣法でなかったのか、なぜ政府提出でなかったのか、なぜ議員立法にしなければならなかったのか。そこに私は日本の科学技術政策の貧困さがあらわれてきているのではないかと。あるいは科学技術行政が政府の中において単独で提案するに足りる力がないのか。あるいは現状の政府が縦割りで、科学技術基本法は各省庁の縄張り争いで提出できないような状況にあるのか。この基本法というものを議員立法にしなければならなかったそれが、私は日本の科学技術政策の貧困の要因であると思痛感しております。

そういう意味で、努力せられた提案者の皆さん方に、なぜ議員立法であったか、そして今日まで基本法がなかった来たのに、なぜ科学技術基本法なのかということ、できれば端的にお答えいただきたいと思っております。

○衆議院議員（尾身幸次君） 我が国におきまして科学技術政策のあり方の根幹にかかわる問題でございますが、今までのいわゆるキャッチアップの時代からフロントランナーの時代に入つて、これからますます科学技術の発展のために力を入れなければならぬ、そういう時代に入つてきたという認識は議会においても行政政府においても共通のも

のであるというふうに考えている次第でございます。

しかしながら、今までの科学技術政策の実情を見ますと、何といつても予算の制約その他もあり、俗に言うシーリングの問題もあり、特に、パブリックセクターの科学技術に関する研究開発投資が少なかつたというのが実情でございます。大ざっぱに言いましたら、全体を百として、日本の場合には二割がパブリックセクターであり八割が民間のお金である。欧米の諸国が四割・六割になっているのと比べまして、全体としての科学技術研究開発投資の額そのもの、率そのものはそう遜色がないわけでありまして、パブリックセクターの比率が低かつたというのも実情でございます。

そういう現状を打破するために、いわゆる今までの行政府の間の力関係をもつてはなかなかこれが実現できないわけでありまして、むしろ政治主導でこの点についての科学技術創造立国の方向への大きな転換を実現していきたいというのがこの科学技術基本法を提案させていただいた理由でございます。

なぜ政府提案できなかったかということにつきましてはいろいろな状況があると思ひます。しかし、今回は各党共同提案という形で超党派でこういう基本法が提案できまして、昭和四十三年のときの状況と比べまして、やはり国全体に科学技術創造立国を目指していかなければ我が国の将来はない、そういうコンセンサスができて上がつていたためであると考えている次第でございます。そういう意味でぜひこの法律を成立させ、そしてその法律のもとでこれからの科学技術の振興を目指して、我が国官民挙げて一体となつて努力をしていただきたい、このように考えている次第でございます。

○林寛子君 趣旨なりお気持ちなり、皆さんの御努力は多にいたしますけれども、今必要なのは、例えば予算一つとてみても御存じのとおり、あるいは科学技術庁、文部省、通産省等々、あらゆる省庁が先ほど申しましたように縦割りの取り扱

になつております。

そういう壁を取り払つて、企業や大学あるいは国立研究所等の枠を超えて日本の研究システムの全体像を新しい視点から見直すこと、それが今一番重要なことというのとは今趣旨から拝聴いたしましてよくわかつておりますし、私どももその件に関してはいささか異議はございません。けれども、日本が十年後、二十年後どんな国にならうとしているのか、あるいはまたどんな科学技術が必要としているのか、そういうことを明確にする科学技術の政策といひますか戦略といひますか、そういうものを議論するのが私は重要なことであらうと思ひます。

そういう意味では、そのために科学技術会議や日本学術会議あるいは学術審議会など、新しくそういうものの役割の見直しあるいは改革の議論をしていくべきだと私は思ひます。今おっしゃつたようなこの趣旨説明の将来像のためには、この法案が成立後、日本の科学技術の展望あるいは戦略がどう変わっていくであらうということを端的にお示しいただきたいと思います。

○衆議院議員(渡海紀三朗君) 先生の先ほどの冒頭の御発言を聞かせていただいておりまして、私も同じく聞かされたものがございまして。ただ、政府に対するお言葉だというふうに受けとめさせていただきます。だからこそ、今その現状を打破するために我々は立法府という立場から、また国民の声を代表する政治家という立場からこの法律をつくらせていただいたんだということを、冒頭余談でございますが、つけ加えさせていただきます。

ただいまの質問でございますけれども、既に議論で明らかになつているところであります。が、これからの日本の科学技術は確かに変化をしていかなければいけない。これはキャッチアップからフロントランナーにということで総称されると思ひますけれども、このためにはやはりそういった環境をつくり出していかなくはいけません。

研究者の環境をきつちりとそろえて活性化していく、これが重要と考えております。

そして基本計画の中で、当然、先ほどから議論となつております政府の研究開発投資、こういうものを抜本的に拡充していくということも非常に重要でございますけれども、同時に産学官といひますか、そういったさまざまな分野の相互の交流が図られ、またさまざまな情報が有効に利用されるためのデータベースをきつちりとネットワークとして整備したり、先ほど申し上げましたが、研究者の支援体制をきつちりとつくるために、特に意欲のある若い研究者が研究開発の成果、こういったものを十分に活用できるようなそういうシステムをつくつていかなければいけない。そういう環境をつくるという意味で、先ほど先生がおっしゃいましたようなさまざまなそれをバックアップする体制、科学技術会議もその一つでございますし、そういうものも含めてこれから一層努力をしていく、我々も一緒に努力をしていきたい、こういうことでございます。

○林寛子君 私どもも努力することにやぶさかではございませんけれども、本年は戦後五十年の記念の年である、そう認識した途端に、私たちは普通に手に入る化学物質からサリンを合成するという恐ろしさを見せつけられました。しかも、若し理科系の頭脳が続々と特異な教団に誘ひ込まれて、先端技術を操つて日本の安全神話を崩壊せしめた。私たちはこの記念の年に恐るべき現実を見たわけでございます。

他方、先ほどもお話がちらつとございましたけれども、大学が疲弊し切つた、あるいは若者の科学技術離れが声高に言われる昨今でございますけれども、今日までの科学技術が経済的な繁栄しか考えないで、しかも経済の道具としてしか見てこなかったツケがその辺に來ているのではないかなと私は大変危惧しております。

そういう面でも、今後は教育面で、今までのように自然科学のみならず、人文、社会科学を含めた幅広い視野を持った人材育成というものが必要

であらうと思ひます。また、十分な予算もなく劣悪な研究環境、競争原理が働かないで、すぐれた研究者を評価するシステムがほとんどない。瀕死の状態にある大学の再生が可能なかどうか。

しかも、私、今手元に持っておりますけれども、時間ありませんから一つだけ言つておきますけれども、国立大学及び国立研究所の二十年以上上つた施設というものは、国立大学で全体の四割以上、国立研究所に至つては三割以上。しかも教育研究施設の耐用年数を超過したものが全体の四二・四％。更新の見通しのある施設は二五・八％にしかならない。使用耐用年数が過ぎた研究施設が既に五〇％近くにも上つていふという事実を私どもも見るときに、果たして今のこの基本法の成立でそれがよくなるのであろうか。学生たちの科学技術離れ、若者の科学技術離れをこれによって補うことができるのであろうか。再び日本から将来のノーベル科学賞受賞者等が出るような学校体制、大学体制ができるのかどうかということに關してもちよつとお知らせをいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(飯島宗明君) 確かに委員おっしゃるとおり、科学技術あるいは研究を行うのは人でありまして、何といつてもその研究を担う人材というのがこの世界に忌憚なく投入されてくることとが必要なんだろうというふうに思ひます。

近年、我が国の科学技術を担うべき若者の間にとすれば科学技術に対する関心の低下が見られるなど、若者の科学技術離れが各方面で懸念されておまして、これを放置すれば国の将来にとつてゆゆしいことと私どもも認識しております。

本法案の中では第十九条において、国は科学技術の教育をきつちりやりなさいということがうたわれておまして、また第十一条において、研究者の処遇の確保、研究者の職務が魅力あるものとなるよう適切な措置をとるようということがうたわれておまして、すぐ若者の科学技術離れがおさまるとは思いません。むしろこの法案の中に

うたわてある趣旨、初めてこの法案によって日本の近代史の中でサイエンスに市民権が与えられるというその意味を、教育現場の方々があるいは社会の研究開発の管理に携わる方々が深く認識していただきたいというふうに思います。

例えば子供の理科教育においても、私は四年半ほど沖縄にいたことがありますが、すべて全国共通の理科の検定教科書を使っていますと、一月の小学校六年生の理科の実験は、たとえ沖縄においても雪の結晶を観察するという事になっておきます。むしろ一月の沖縄ですと、海の温度が十度以下になるとサンゴ礁の魚が凍死して浮き上がってくるとか、それから一番寒い時期には三日ごとにサトウキビの茎の中の糖の濃度が一％上がるというふうな現象がたくさんあるわけですから、そういうことは今の理科教育の中では教えられない。子供たちが、なぜ雪は光るんだらうか、あるいはなぜ鳥は空を飛ぶのだから、そういうなぞと思えるような心が大事にされるような教育が大事ではないかというふうに思います。

また社会の、特に民間の部門において研究者の処遇というのが非常に不安定でして、私の多くの友人、かつて民間の研究所で働いておりましたけれども、研究所に入っただけで、その会社の業績の変動によって突然営業に回されるというようなことは日本では珍しい例ではありません。やはり研究者がその夢を果たせるように、安定した処遇のもとで、一生研究がしたいなら一生研究できるような環境を、民間と大学あるいは国の研究機関、それぞれの異なるセクター間での移動の自由を保障しつつ、そういう日本人の研究を志す頭脳が自由に躍動できるような条件を整えることが大変大事なことだろうというふうに思っております。

○林寛子君 きょうは限られた時間でもございまして、超党派での提案ということでわずかな質疑時間しか与えられておりませんけれども、私は、きのうの衆議院の附帯決議案を拝見いたしました

て、超党派であればもっとスマートな附帯決議案が出せなかったのかなという大変残念な、各党が言いたいことを列記しただけの附帯決議案ではないかと。議員立法で超党派であるならば、もっと私は附帯決議案らしい附帯決議案にしてはしなかったなと思うことを、きのう衆議院の附帯決議案を見て、これは感想でございますから今さら何を申すわけではございませんけれども、超党派の超党派たるゆえんというものをあの附帯決議からは感じられませんでしたということをやっぱり一言申し上げておきたいと思っております。

そして私は、科学技術の政策というのは本来に長期的な計画であり、しかも、そのときの国際情勢あるいは世界じゅうとの比較あるいは政策の優先順位、そういうものを見ながら、しかもまた、先ほどおっしゃいましたように、予算の確保はというお話ございましたけれども、予算だって当然単年度ではなくて長期継続で膨大な費用になることも確かでございます。

しかも、今後も日本政府の行政が縦割りであることを是正されるような状況にあるとは思えない現状、そういう中で、私も参議院は特に任期が六年でございまして、こういう長期的な科学技術政策というものの対しては、衆議院に先んじて参議院が先議として今後取り扱っていくべき大きな参議院の役目であろうと私は思います。

また、今申しましたように、行政の縦割りが是正されるようなものが私ども国会議員の目から見えないという現状であるならば、少なくとも、国権の最高機関であるこの国会の中に総合的に研究や投資の重要性について監視をしたりあるいは見直しをしたりする、例えば、私も随分外国のあれを調べましたけれども、アメリカのO T A、技術評価局のようなテクノロジー・アセスメントというものを設置すべきで、そして、この基本法に対して行政がどの程度実行しているか、また今後のためには実行しなければならぬか、そういうものをこの国会の中に設置することを、時間でございますから答弁は結構ですけれども、促

進するということを、私は、皆さん方と協力して今後やっていくべきであらうということを提言申し上げて、質問を終わります。

○川橋幸子君 社会党の川橋と申します。与えられた時間、十五分間でございましてけれども、何点か質問させていただきたいと思っております。

もう既に二人の委員の方々から、なぜ今基本法なのかとかなぜ閣法ではなくて議員立法であったのか、それぞれ質問がございまして、それぞれ御答弁をちょうだいしているところでございまして。私もそういう同じ思いを持ちながらも、議員立法で、しかも四党の間でいろいろなお話し合いをなさって妥協点を見つけてこまめにお話しいただきました提案者の皆様方に、大変感謝と御礼を申し上げます。というのを前置きにいたしまして、質問させていただきたいと思っております。

提案理由の中にも、キャッチアップから今度はフロントランナーになるんだ、未知の分野に挑戦して創造性を最大限に発揮していきたいと、こういう趣旨が述べられているわけでございます。今までは、日本ではキャッチアップ型に偏っていたといえども、模倣はうまいけれどもオリジナリティが足りないというようなことを言われがちでございました。今回、この基本法はそういう意味で今までの日本の科学技術に対する姿勢を一段と飛躍させたいと、そういうお気持ちではないかと思っております。

さて、この法案の中では、こうした研究者の創造性、自主性というものはどのように位置づけられていたわけですのでございませうか。

○衆議院議員（今村修君） これまでもそれぞれ議論されてきたわけでありまして、私も、私どももこの研究者の自主性、創造性を尊重することがこれからの日本の科学技術にとって大変重要だと思っております。

振り返ってみると、ノーベル賞が創設をされて今日まで、自然科学でノーベル賞を受けたのが世界的に四百二十人いる。しかし、日本人が受賞し

たのはわずか五人だけだ、こういう結果になっているわけでありまして。ここに日本の抱えている科学技術の悩みがあるのではないかと、こう私自身思っているわけでありまして。

そういう点では、今後、我が国はみずから未開の科学技術分野に挑戦をし、創造性を発揮して未来を切り開いていかなければならない。そのためには、科学者の自主性、創造性を尊重するということが最も大事だ、こう思っているわけでありまして。

この基本法の第二条において、科学技術の振興は、研究者及び技術者の創造性が十分に発揮されることを旨として、積極的に行われなければならないこと、同時に第六条においても、大学等に係る施策の策定等に当たっては、研究者等の自主性の尊重その他大学等における研究の特性に配慮しなければならないことを定めており、御指摘の研究者の自主性、創造性の尊重、その考え方を私はこの法律の中に織り込んであるわけでありまして。

御理解のほどお願いを申し上げます。

○川橋幸子君 条文のようにしっかりと位置づけられているということでございますが、ぜひこの法律の施行に当たっては、科技厅におかれましてもこうした自主性、創造性というものを最大限に引き出されるように施策に反映していただきたい、これは要望でございます。

さて、二点目の質問でございますが、今の自主性、創造性と同じような発想でさらに伺いたいと思っておりますけれども、自主性、創造性というのは、ちょっと枠を外れて変わっている研究というんでしょ、万人が、これが役に立ちそうだとマジョリティーが認めることではなくて、ごく少数の方が熱心に行っていて、きつとそれが思いがけない発見、新しい発見に結びつくということではないかと思っております。

社会党の方では、今回のこの法律案、議員立法の法律案に對しまして、一見すぐに役立ちそうに

思われないようなそんな分野であっても軽視しないではいけません。今までのキャッチアップの社会の中では、どちらかというと実用性ということが尊重される。それはそれで必要なことかと思いますが、やはりこれからフロンティアに挑戦するには、すぐに役立つようなもの、つまり非常に基礎的な研究分野、これが日本では欠けている、おくられたと言われるところのごさいますので、そういうものを、日本の社会のといひますか、人類の知的資産というような言葉がございまして、どういふ法律の立て方のごさいますか、具体的な法律の中ではどのようにこれが述べられているということになるのでございまして。

○衆議院議員(今村修君) 御指摘いただいた点も私も大変苦慮した点であります。

今の国の予算制度でいいますと、具体的な成果の出でこないやつに予算がつかぬという形になっているわけでありまして、この課題を今度は基本計画の中でどう消化するか、これがまた一つ大きな課題になるわけでありまして。

同時に、御指摘をいただいたように、世界の科学技術の歴史を振り返ってみると、一見何にも役に立たないような現象の中から新しい発見、発明がなされてきたという歴史がある。そういう点では、私もは、すぐに役立つようにもない分野であっても、今度の計画の中で芽を摘むことがなくて芽をどんどん広げる、こんな形で基本計画の中に盛り込まれていくようにぜひとも努力していただきたいものだと思つてゐるわけでありまして。

そういう点では、第十条において、広範な分野における多様な研究開発の均衡のとれた推進に必要な施策を講ずる、このことを定めてゐるのも、特定の重要な科学技術分野のみを重視するのではなく、広範な分野で多様な研究開発を推進することにより将来の科学技術の発展の芽を摘むことがないようにと、私どもの考えを盛り込んだものであります。

あります。

御理解のほどをお願い申し上げます。

○川橋幸子君 この法案に對しまして社会党の方でもう一点強く要望いたしましたのは、日本国憲法の理念がその中に生かされては、軍事目的の研究開発を規制しまして平和であるいは民需への転用、こちらの方を促進するようにということをお願いしていただけたわけでありまして。

先ほど尾身先生のお話でございまして、日本国憲法のもとに体系づけられる基本法であるから当然憲法の理念、これは尊重されるものだという御説明がございましたこと、衆議院の中では附帯決議としてそうした趣旨のことが盛りれておる、そのようにお話をございまして、この法律が成立した場合、参議院におきましても同様の決議を私は諸先生方に御賛同いただけないものかと思つてゐるものでございまして。

先ほどノーベル賞の受賞者の数が非常に少ないという今村先生のお話が出ましたが、ちよつと話題提供の意味もありまして、私はきょう、最近読みました本の中から興味を感じましたものをここに御紹介させていただきますと思ひます。

湯川秀樹さん、ノーベル物理学賞をおもりになりまして、ちよつと昭和三十年代の後半でございまして、いまいしよるか、戦争の荒廃から立ち直つて日本人がこれから日本もキャッチアップできるというんでしよるか、非常に夢を与えてくださった科学者、サイエンティストでございまして。科学者であると同時にさまざまな社会的な貢献活動なさつたわけでありまして。この方が、一九六二年でございまして昭和三十七年、大分前の、三十年以上前の論文でございまして、大変今でも新鮮に生き生きと感ずる論文がございまして。

タイトルは「棒からはみだした科学者」と、こういうタイトルでございまして。棒からはみ出したというものは、きつと非常にもつと創造的、クリエーティブな部分に科学者の役割があるんじゃないかというところを強調された。それとともに、アルキメデスの昔から二十世紀に至るまで、科学者

というのは軍事研究をするのが当たり前といひますか、当然といひますか、そういうテクノロジーといひますか、役割を持つてゐるわけですね。でも、逆にこれからは軍縮をする方に科学者の知恵を生かすことも大切なんだ、それも一種の軍事研究なんだと、そういう意味で「棒からはみだした科学者」というタイトルで、今でも大変新鮮に感じられる、こういう論文があるわけでありまして。

さて、国連も五十周年を迎えました。これから世界といふのは、やはり平和といひますか、科学、テクノロジーの使ひ方について人類のモラルといふものも生かしていくことが非常に大切な世の中になつてゐるかと思ひます。そこで、その点について、附帯決議での処理は伺ひましたけれども、提案者のどなたでも結構でございまして、お答えいただければありがたいと思ひます。

○衆議院議員(尾身幸次君) 科学技術基本法は当然に我が国憲法の傘のもとにあるわけでありまして、この法案の中に殊さらそのような条文を入れたかつたものでございまして。

もとより、この基本法に基づき科学技術振興に関する施策を展開するに当たりましては、日本国憲法の理念であります平和と国家の立場を踏まえ、進んで全世界の科学技術の発展と国際平和に資するよう努めることが重要であるといふふうに考へてゐる次第でございまして。

○川橋幸子君 私の持ち時間、まだ少々、三分ぐらひあるのでございまして。通告してゐなくて大変恐縮なんですけれども、今のような科学と平和といふ点から、行政の担当大臣からも一言いただけたらありがたいと思ひますが、いかがでございませうか。

○国務大臣(浦野雄策君) ただいま尾身提案者が答弁をされましたけれども、まさに基本法も我が国の平和憲法のもとに成り立つておるものでありまして、この基本法をもとに、私ども科学技術庁は省庁の一つとして真剣に取り組んでま

いるわけでありましてけれども、憲法の理念を踏まえて平和に徹するという姿勢の中でやつてまいりたいと思つております。

○川橋幸子君 ありがとうございます。

○阿部幸代君 日本共産党の阿部と申します。

日本学術会議は、一九六二年に科学研究基本法の制定について勧告し、その後も一九六九年、科学技術に関する基本法等の制定について、一九七六年、再び科学研究基本法の制定について勧告し、その他の学術研究団体もこの種の提案をしてきました。ところが、政府は一九六八年以後ただ一度も提出していません。私は、このように政府が学術会議を無視し科学技術の振興に對して後ろ向きな姿勢をとつてきたことは怠慢ではなかつたかと思ひます。この点を最初に指摘して、法案に則して以下質問をいたします。

第一の括弧の中で、わざわざ「人文科学のみに係るものを除く」としてあり、第二の第二項では、「自然科学と人文科学との相互のかかわり合いが科学技術の進歩にとって重要である」としてあります。これは結局、人文科学を単なるつけ足しと見る輕視ではないでしよるか。これでは調和のとれた科学の発展は望めないと思ひます。日本科学者会議第三十回定期大会決定が言うように、社会科学、人文科学を含む科学技術のバランスのとれた発展こそが人類の進歩にとって大切なのではないでしよるか。このことは、日本学術会議はもとより、新聞各紙でも指摘をされてゐます。

また、日本経済新聞九五三年三月十八日付の社説では、「日本が尊敬に値する国になるには、豊かな文化を持つ国になる必要がある。基本法では、科学技術の文化的側面を強調すべきであらう。」と述べています。こうした指摘にも留意する必要があるのではないかと思ひますが、この二点について、提案者に伺ひます。

○衆議院議員(渡海三朗君) 先ほどもこれは議論となつたところだと承知をいたしておりますけ

れども、本法案の中で、特に先ほども尾身提案者からも御説明がございましたように、法律上人文科学を除くと、人文科学といいますが、自然科学とは直接関係のない人文科学、こういった概念で法律はつくられていたように思います。

しかしながら、委員御指摘のように、関連が非常にあるというものもたくさんあるわけでございまして、そういった分野について、例えば人工知能なりそういったものは言語学なりそういった人文科学系のさまざまな学術研究とも関連を持っておるわけでございますから、当然そういったものは本法案の対象になり得るというふうに考えているところでございます。

基本計画をつくるということを非常に重要視しておりますけれども、ある意味、学問の性格上、例えば計画的、総合的に施策を推進するといったようなことが必ずしもなじまないような学問もあるというふうな認識もいたしておるわけでございまして、そういった点をぜひ御理解いただきたいと思っております。

ただ、つけ加えさせていただきますが、先ほどから御議論がございいますように、人文科学が自然科学の分野に果たした役割、これも非常に大きいわけでございますし、また特に、先ほど尾身先生も御指摘をいただいたわけでありますけれども、科学者、研究者を育てるといった意味で、やはり自然との調和とか社会生活との調和とか、そういったことを考えました場合に人間の問題というのは大変重要な問題だと、これは鮫島さんからもお答えをさせていただいたところでございます。

そういったことを考えてこの第二項に、そのような項目を特に前持ってきて我々自身もしっかりと打ち出させていたのだ、法案の中でそういったふうな位置づけを補強させていただいたというのがこの法案の趣旨でございまして、きっちりとその重要性を認識しているという意味において、私は必ずしも人文科学を軽視しているという御批判は当たっていないのではないかな、そういうふうな御理解をいただきたいと思います。

○衆議院議員(鮫島宗明君) 科学技術の持つ文化的側面あるいは文化としての科学技術というものをどう考えているかという御質問だと思いますけれども、私も科学技術というのは、科学と技術というふうな一言ではなくて二つの領域を示すものと考えています。科学するということは人類の知的フロンティアを拡大する営み、それから、技術開発については人類の産業フロンティアを拡大するための基礎となる営みというように考えます。そして、それぞれの領域において文化的側面は大変大きいものだというふうな考え方をしています。

例えば、ニューミュージックと呼ばれる世界は、電子技術の進歩とまさに表裏一体の世界です。新素材の開発がこれまでは想像できなかったようなデザインを持った自動車とか建造物の建設を可能にしている。つまり、文化が技術を育てる、また技術が文化を育てるという側面がこういう技術開発という領域においてもあるのではないかとこのように思っています。

また、科学することによる人類の知的フロンティアの拡大は、例えばライフサイエンスの世界で言えば、人類の遺伝子の中には生物の進化の記憶がすべて刻み込まれているというようなことを人類が認識することによって、自然観、地球観、生命観というものがまた新たな豊かさを持つことができ、それは文化を育てるという意味にも大いに関係するのではないかとこのように思っています。

それを文芸としてあらわしたのが、第二条における人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ科学技術を振興するという表現でありますし、また別の言い方をすれば、世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的発展に貢献するためにこの科学技術を振興するのだというように表現されているというふうな御理解いただきたいと思います。

○阿部幸代君 科学と技術の研究推進の計画は、本来、科学研究の論理に従って学問研究の自由と自主性に基づいて策定されるべきものですが、法案では、政府が科学技術基本計画を策定するとして

ています。その内容として、第九条第二項第一号で「研究開発の推進に関する総合的な方針」だとしています。第六号の研究者の自主性を尊重するというこの立場からも、個々の研究内容まで踏み込むようなことを基本計画で定めてはならないと思いますが、どう考えますか。

また、既に衆議院でも議論がございましたが、研究者の自主性を尊重するためにも、科学技術基本計画を策定する際に、日本学術会議等の学術研究団体の意見を十分くみ上げる努力が必要だと思えますが、いかがですか。提案者に伺います。

○衆議院議員(今村修君) 御指摘をいただいた学問の自由を阻害したりあるいは研究者の自主性を阻害するということが、この法律がつくられたことによってもってはいかぬと、私もそれはそう思っているわけであります。

私も、日本の科学技術振興のために、この基本計画については、昨日の附帯決議の中で、「十年程度を見通した五年間の計画とし」、「その策定に当たっては、「当該基本計画に基づき、我が国が科学技術創造立国を目指すため、政府の研究開発投資額の抜本的拡充を図るべく、当該基本計画の中に、例えば講ずべき施策、規模等を含めることができる具体的な記述を行うように努める」べきだ」と、こう考えているわけであります。

ただし、研究者の自主性の尊重、その他の大学等における独自の特性を踏まえ、大学等における研究の内容面に関しては基本的な方向の記述に心がけるなど記述をよりよく検討してもらふ必要がある、こう考えているわけであります。いやしくも学問の自由、研究者の自主性を損なうことがあってはならぬ、こういう立場は同じであります。

○衆議院議員(尾身幸次君) 学術会議との関係についてお答えを申し上げます。

科学技術会議におきまして基本計画の審議を行うに当たっては、産官学の各界から有識者を集め、その英知を結集して計画を策定するというようにしているわけでございます。学術会議に関

しましては、学術会議の会長が科学技術会議の議員となっておりまして、この会長の発言等を通じてましてその意見が十分反映されるように対応しているところでございます。

なお、この科学技術会議の部内に日本学術会議連絡部会というのがございます。より太いチャネルで学術会議の御意見も基本計画の中に反映されるよう、また、もとより学術会議に限らず、関係方面の有識者の御意見が十分反映されるよう配慮しているところでございます。

○阿部幸代君 教育に關してですが、私は、若者の科学技術離れ、またオウム教団の野蛮な行為の数々に科学技術の高等教育を受けた多数の若者たちがかわつていったというこの事実、これらは日本の科学技術教育に大きな警鐘を鳴らしていると思えます。対応を誤れば事態はさらに深刻になるんではないかと懸念をしております。

基礎研究の充実なくして、また人文科学、社会科学、自然科学の調和のとれた発展なくして科学技術の進歩があり得ないということは既に申し上げましたが、青少年の教育も基礎学力をしっかりと身に付けさせ、人格の全面発達を保障する方向へと再検討が求められているのではないでしようか。

具体的に申し上げます。私、文教委員もやっていますが、今日の学校教育における理科、数学の実態を見てみたいと思っておりますけれども、子供たちは大変な困難を強いられれているんです。算数の学習です。かつて小学校六年生が学んでいたミリットルを今小学校二年生が学んでいます。

次のような問題があるんです。「一デシットルの升の二目盛りまで水が入っています。さて、この水のかさは何ミリットルですか」。大人でも即答できない人は案外多いんじゃないかと思うんです。理科も同様で、低学年の理科はなくなり、社会科と一緒に生活科、心の教育に変えられました。

発達に即して楽しく学びながら、しかも基礎的な学力を身につける、こういうことが軽視をされ

ているんです。これからは科学難れが出てくるんではないか、ここにその大もとがあります。理科系がだめなら文系もある、芸術、スポーツもあるといいて、いわゆる個性尊重の名で基礎学力を軽視すれば全面的な発達ができなくなるんです。こういうことが小さいころからやられています。この辺の検討が求められているのではないでしょう。提案者に伺います。

また、科学技術庁長官に、この基本法はもとより、科学技術行政を進めるに当たっては、学問、研究の自由、自主性を尊重し進めるべきであると思ひます。大変大事なことで、決定的見解を最後に伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(飯島宗明君) 空手の有段者が凶悪犯人を捕まえて、時には英雄になることもあれば、その空手の有段者その者が凶悪犯になることもある。その場合に、空手という技術がいののか悪いのか、これはあくまでもその技術を使う主体の心の持ちようだというふうに思ひます。

現在、オウム教団に理工系エリートがたくさん参加していることが問題になっていますけれども、実際の比率からいうと文科系の人が多く、技術の持つ影響の大きさというのが今回特にクローズアップされたのではないと思ひます。申すまでもなく、あらゆる科学技術は、もろ刃の剣といひます。天使の武器にもなり得れば悪魔の武器にもなり得るといふ二面性を持っているわけでありませう。これは、必ずしもハードサイエンスに限らずソフトサイエンスについても、血圧の降下剤を高血圧の方に打てばそれは福音であります。血圧の低い人に打てばそれは福音であります。今日、地球環境問題と言われていることも、全く私たちが理解していない科学技術の負の側面が総合されたものが地球環境の悪化ということにつながっているのではないかと認ひも私も持っております。

委員の御質問は教育全体のあり方に及ぶ質問で

もありまして、この基本法の中でその要請に全部こたえるというところは難しいと思ひますが、特に大学の教養学部あるいは高等学校の教育課程において、私が今申し上げました科学技術の持つもの刃の剣といふことを、やはり歴史的な事実も踏まえて、理科を学ぶ学生生徒に早くから学ばせ、そして使ひ方を間違えたとその科学技術といふのは大変恐ろしいことになるんだといふことをカリキュラムの中にも、また教える主体の側も強く認識して教育現場につなげていくべきだろうといふふうに考えております。

○国務大臣(浦野傑興君) 先ほどノーベル賞の受賞者の数のお話が出ておりました。せんだって私はスウェーデンを訪れる機会がございまして、ざっと人口八百万、我が国は一億二千万、スウェーデンという国は、自然科学の受賞者が十五名おられるそうなんです。我が国は五名といふこと。このことは、我が国にはすぐれた研究者もおられるわけでありませう。これからのフロントランナーとして我が国の科学技術を考える場合、御指摘の、環境として恵まれた中で研究にいらしていただく、またゆとりを持って研究に取り組んでいただく、こういうような仕組みといふのは科学技術庁としてもこれまでいろいろな施策を講じてきたところでありませう。今回の基本法が制定を見、そしてそれに基づいて、これまで提案者からお話がございまして、これもまた提案者から英知を結集し、活発な議論の中で私は立派な計画がつくられるだろうと確信をいたしておるわけでありませう。そうした点で、自主性を尊重するといふ観点でも、先生の御指摘どおりのものが私は計画に盛り込まれるだろうと思ひます。私どもは、行政の立場からこの計画に基づいて実践をしていくわけでありませう。我々といひましたも、自主性を大事にするという観点に立つて施策の実行に取り組んでいきたいと思ひます。以上です。

○佐藤道夫君 最後になりましたが、私から二点

ほどお尋ねさせていただきたいと思ひます。その前に、本法案の策定に当たられました提案者各位の御尽力に對しまして、本席をかりまして深甚な敬意と謝意を述べさせていただきますと思ひます。

最初に、本法案はまことに画期的な法案であらうかと思ひます。我が国の科学技術の前進に限りない影響を及ぼすものだろう、こう考えておりますが、それにいたしまして、この法案が今日までなかなか日の目を見なかつたその理由は何であらうかといふことを考えておるわけでございます。

科学技術庁が発足したのは昭和三十一年、それから昭和四十三年に政府側からこのような法案が提案されて、遺憾ながら日の目を見なかつたといふふうにも承っておりますが、その間、各省庁間のセクショナリズム、いろんな隘路もあつたらうかと思ひますが、いづれにしろこのような法案が今日ようやく提案の運びになつた、まことに慶賀すべきことではありませうが、今日まで日時がかつた理由はこれいかに、こういうことでございませう。

○衆議院議員(尾身幸次君) 昭和四十三年に政府提案されました科学技術基本法におきましては、大学における研究に係るものを対象から除いて、という点と、これは今回も同じでございますが、人文科学のみに係るものを除くという内容になつていたわけでございませう。

この点につきまして、提案した当時、政府提案でございまして、大学の自主性という点もございまして大学関係は除くべきであるという議論があつて除いた案で提案したわけでございませう。

提案をされてみると、除いてるのはおかしいではないかといふまた逆の議論もございました。そしてまた、人文科学の關係につきましても、人文科学の方が人がいしにされるのではないかと、御意見がございまして、そういういろいろな議論の中で、まとめてみますと、産官学共同研究についての特に学界関係者の間のアレルギーが相当

時強かつた、そういうこともございませうし、また、科学技術立国に對するいわゆるコンセンサスができていなかった点もありまして、結果として法案が成立しなかつたという事情でございませう。

今般におきましては、先ほど来お話にございませうに、大学の研究開発も自主性の尊重はしながらもこの法案の傘の下に入れるといふことでございませうし、また、社会科学と自然科学の調和ある発展という点も法案の基本的な精神の中に盛り込みまして、そういう点で関係方面の御理解をいただいたところでございませう。

本席には我が自民党の前科学技術部会長の志村哲良先生もおられるわけでございまして、この法案の成立過程におきまして、参議院の皆様も含めまして関係方面大変御努力をいただいたわけでございます。

このたびにおきましては、先ほど来お話にありますが、科学技術創造立国という方向に日本が行かなければ日本という国の将来がない、国土が狭く資源の乏しい日本がこれから世界の一列国としてその方向に活路を見出して発展を遂げよう、そしてまた、それと同時に産官学の共同研究などにつきましてもむしろ前向きに取り組んでいくべきである、そういう点についての国民的なコンセンサスができて、関係者及び各党の間でそういう意見のコンセンサスができたことが本法案を提案できた大きなバックグラウンドであるといふふうにご覧いただければ結構でございます。

○佐藤道夫君 ただいまの問題は既に克服済みであるといふふうに理解させていただきますと思ひます。

最後に、第七条について伺ひたいと思ひます。七条は、政府に對しまして法制上の措置、財政上の措置、金融上の措置等を要望しておりますが、政府に對しましてこれを受けとめてどのような法律を制定し、またどのような制度を考えていくべきなのか、提案者側の御意見とそれを受けとめての政府側の見解をお聞きしておきたいと思ひます。

います。

○衆議院議員(渡海三朗君) 御質問のございました第七條は、科学技術の振興に関する施策を実施するために必要な措置を講ずることを政府に義務づけるというものでございまして、他の基本法等にも多く書かれていたスタイルでございまして、簡単に解説いたしますと、法制上の措置というのは、法律案の作成及び国会への提出、また政省令の制定、こういうものを意味しております。財政上の措置とは、予算案の作成及び国会への提出なり予算の執行等が考えられるところでございまして、また、金融上の措置というのは、いろいろな新しい技術なんかが開発された場合のその開発に際する低利の融資等、そういったものが想定をされているわけでございます。

今、お問い合せの最後に、具体的に何らかの立法というふうなお話もあつたわけでございますけれども、これは、この法律の中にもございまして、この基本法に基づき政府が中心になつてこれから基本計画をつくっていくわけでございまして、その過程の中で必要なものを見きわめて、それをきっちりつくっていくというのが現在考えられることではないかなと。何となく想定されるようなものがあると思ひますけれども、個々具体的に、例えば税法などの改正も場合によっては必要でございまして、その辺のところは今後の検討の中で私どもも責任を持って煮詰めていきたいというふうに思つておりますのでございまして。

○国務大臣(浦野徳興君) 政府といたしまして、この基本法が成立した際におきましてこの計画が審議されていくわけでありまして、法として計画、このことをしと念頭に置きまして、これに即した、今も答弁がございましたけれども、税法上の問題も出てくるかもしませんが、また予算上の問題等もあらうかと思ひますが、こうしたところをしっかりと検討して、その対応をしてまいりたいと思つております。

○佐藤道夫君 終わります。

○委員長(長谷川清君) 他に御発言もないようです。

でございますから、質疑は終局したものと認めさせていただきます。

○立木洋君 私は、科学技術基本法案に対し、日本共産党を代表いたしまして修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

これより、修正案提出の理由及びその内容について御説明申し上げます。

修正点の第一は、法律案の目的条項に平和目的を追加し、明記する点であります。

この二十世紀を振り返ったとき、我が国と人類にとつて科学技術の発展、進歩により国民生活は改善向上が大きかったことは言うまでもありません。同時に、二度にわたる世界大戦によつて数千万人の生命が奪われ、我が国が人類初めての原子爆弾の惨禍を受けたことをも忘れることはできないのであります。

このような深刻な歴史体験と教訓に立つて、戦後五十年の年に当たり、本法案の第一条の目的条項に、人類のための科学技術の振興を図ることに關しては、平和維持が不可欠であることを想起し、平和目的を追加し、明記すべきであると考えられるのであります。

修正点の第二は、政府が科学技術基本計画を策定するに当たつて、日本学術会議やその他の学術研究団体の意見を広く反映できるようにする点であります。

九条三項には、政府は、科学技術基本計画の策定に当たり、「あらかじめ、科学技術会議の議を経なければならぬ」と規定しておりますが、科学技術会議の議長は内閣総理大臣であります。これではお手盛りの計画とのそりを免れません。また、その時々々の政府の都合によつて内容が左右されることもないかたがたであります。

日本学術会議法は、第三条で、「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関とし

て、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。」と定め、その職務は政府から独立して行うということになっております。したがつて、政府が科学技術基本計画を策定するに当たつては、日本学術会議やその他の関係学術研究団体の意見を広く聞くべきであるという点であります。

以上が、修正案提出の理由及びその内容であります。何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(長谷川清君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。別に御意見もないようでございますから、これより直ちに科学技術基本法案について採決に入ります。

まず、立木君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕 少数と認めます。よつて、立木君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の採決を行います。本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕 全会一致と認めます。よつて、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

吉川芳男君から発言を求められておりますので、これを許します。吉川君。

○吉川芳男君 私は、ただいま可決されました科学技術基本法案に対し、自由民主党・自由国民会議、平成会及び日本社会党・憲法民主連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

科学技術基本法案に対する附帯決議案文を朗読いたします。

(案) 政府は、次の事項について遺憾なきを期すべきである。

一 科学技術基本計画は、十年程度を見通した五年間の計画とし、科学技術基本計画を策定

するに当たつては、当該基本計画に基づき、我が国が科学技術創造立国を目指すため、政府の研究開発投資額の抜本的拡充を図るべく、当該基本計画の中に、例えば講すべき施策、規模等を含めてできるだけ具体的な記述を行うよう務めること。

二 我が国の研究開発における民間の果たす役割の重要性にかんがみ、科学技術基本計画に民間の研究開発について必要な事項を定め、その研究開発が促進されるよう所要の施策を抜本的に強化すること。

三 独創的、基礎的研究の抜本的強化を図るため、大学、国立試験研究機関等における研究者の意欲を引き出すための人材、資金、研究開発成果等に係る制度面での改善を行うことにより、柔軟かつ競争的な研究環境を整備すること。

四 日本国憲法の理念である平和国家の立場を踏まえ、進んで全世界の科学技術の発展と国際平和に資するよう努めること。

五 科学技術基本計画の策定に当たつて科学技術会議の責務が拡大することから、総合的な科学技術政策の立案とその強力な推進のため、科学技術会議の抜本的な充実と活性化を図るよう努めるとともに、科学技術の研究開発を所管する各省庁は、相互に連携を強化し、一致協力して本法の強力な推進を図ること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(長谷川清君) ただいま吉川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(長谷川清君) 全会一致と認めます。

よつて、吉川君提出の附帯決議案は全会一致を

よつて、吉川君提出の附帯決議案は全会一致を

もって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、浦野科学技術庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。浦野科学技術庁長官。

○国務大臣(浦野英明君) ただいまの決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、政府として科学技術創造立国を目指し、科学技術振興に関する施策の一層の拡充強化に努めてまいり所存でありますので、議員の皆様様の御支援をよろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

○委員長(長谷川清君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(長谷川清君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(長谷川清君) 次に、科学技術振興対策樹立に関する調査を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○橋本聖子君 自民党の橋本聖子でございます。

先月の十月二十六日は原子力の日でありました。この原子力の日というのは、さきどうして決まったのであろうかといっているいろいろお尋ねをしてみますと、これは日本で初めて動力試験炉が発電をした日であり、かつ我が国が国際原子力機関、IAEAの憲章に調印した日でもある、非常に意義の深い日であるというぐあいに承っております。

このIAEAは、先ほどから平和という言葉が随分出てきましたが、世界の平和のために原子力利用を促進する機関として設定されたものでございます。ことしの九月にIAEA総会がございまして、科学技術庁長官が政府代表として出席をされておられ、かつ世界各国代表のトップを切つて演説を行ったというぐあいに承っているわけでございます。

でございます。

それで、先ほど申し上げましたように、IAEA総会では、平和利用のための原子力開発利用、これを推進するという我が国の基本的な考え、方針を御説明する格好の場面であったというぐあいに思いますが、我が国の原子力政策についての理解を世界各国に求めているという場面であったというぐあいに理解をしておりますので、幸いに幸い、百二十四カ国と思っておりますけれども、その中のトップを切つて演説をするという機会に恵まれたわけでございます。

この演説の中で、私がどこを柱として主張したかということでございますけれども、まずはNPET、核不拡散条約、この無期限延長が本年決定いたしましたことを踏まえまして、核不拡散に重点を置いた主張をいたしました。特に核実験、御承知のとおり行われておるわけですが、このことにつきましても、強く遺憾の意を表明し、実験の停止を要求いたしましたところでもございまして、また、原子力の平和利用を進めてまいります上で不可欠な原子力安全の確保、また放射性廃棄物の処理処分について国際的な取り組みの重要性を強調いたしました。さらに、核燃料リサイクルの確立、これは我が国の原子力政策の基本でございまして、この中のプルトニウムの利用計画の透明性の確保に努力をいたしておることを訴えたところでございまして、諸外国の理解を求めた次第でございます。

この経験を踏まえまして、今後とも、核不拡散、原子力安全の確保などの点で国際貢献を図りつつ、原子力の平和利用の一層の推進に努力してまいります所存でございます。

○橋本聖子君 晴れがましい舞台で演説をなさつ

ていただいたわけですが、核不拡散、核実験の停止等々について、あるいは核燃料リサイクルの透明性について御議論をなさつたというぐあいに理解をいたします。

さて、各国の反応はいかがでございました。

○国務大臣(浦野英明君) 実は、IAEAの総会というのは、ちよつと余談めくかもしれませんが、昼食会というところで各国の首脳との意見交換の場がつけられておりました。ずっと我が国がそのホスト役を務めておるというふうな、私は就任してまだ間がないので初めての経験なんですけれども、そう聞いておりました、事務局長のブリックスさんあるいはアメリカのエネルギー省長官のオレアリーさん、女性の方なんですけれども、こうした方々と昼食を挟みながらの意見交換をさせていただきまして。

その中で、ホスト役というふうな立場もあったのでありまして、その昼食会に來られる各国の首脳が、お世辞も半分ぐらいあったのかも知れませんが、いい主張だったよ、意見だったよということでも、多くの首脳から握手を求められたということがあるいたしました。

もう一つ、あるいは後の先生の質問の中にもございまして、オレアリーさんが私の演説の後に演説をされた、日本のプルトニウムの透明性の高さというものがつきましてもかなり評価をいただいたところでございまして。

もう一点、その機会にブリックス事務局長さんとの会談を行ったわけでございますけれども、その中で、我が国の「もんじゅ」の研究につきましても、日本は大変努力をしている、やがてこの日本の努力が世界から感謝されるであろうというように、そうした言葉が述べられたということを御紹介させていただきます。

○橋本聖子君 大変高い評価を得られたというところのように思いますが、さて、それをさらに細かく御質問させていただきます。さて、実は今、核不拡散のこととは当然のこととして、実は今、目の前にあるのがプルトニウムを一体どうするか

という問題がこれからの原子力行政についての大きな問題点であるというぐあいに認識をしております。

先般、新型転換炉ATR実証炉の計画が残念ながら中止をされ、後でまた詳しく伺いたいと思いますが、そのかわりに別の軽水炉が出たというところで、世間一般の中にあるのはマスコミの中にはよく理解をしないので、核燃料リサイクル政策の根幹が崩れたのではないかとというような印象が持たれているところでございまして、それについてはどのようにお考えでございますか。

○国務大臣(浦野英明君) 言うまでもなく、我が国はエネルギーの多消費国でございます。資源小国である我が国にとりて限られたウラン資源を最大限に活用していかなくてはならぬと思っております。

もう一つ御指摘の廃棄物の処理処分、これもまた適切なものにならねばならぬわけでございますが、こうした観点からいたしまして、原子力発電所から発生する使用済み燃料を再処理いたしました、回収したプルトニウム、ウランを再び燃料として活用する核燃料リサイクルというのがこれまでの我が国の原子力政策の基本でございまして、ただいま先生がおっしゃったATR実証炉の見直しに当たっては、経済性のみではなく総合的な判断をさせていただいたということでございます。時に経済性に力点が置かれていたのではないかと、御指摘もございしますが、もとより経済性につきましても検討いたしましたけれども、それを含めた総合的な観点から計画は見直しをいたしましたわけでございます。結果としては実証炉計画というものを中止いたしました。しかし、高速増殖炉、再処理等の核燃料リサイクルの基本の堅持は、このことは原子力委員会におきましても再確認をいたしましたところでございまして。

○橋本聖子君 ATRをおやめになつて、そのかわりにABWR、改良型沸騰水型軽水炉というものを建設なさるといふぐあいに思っております。一方、高速増殖炉「もんじゅ」の方ですね、先ほど

お話に出ましたけれども、順調に送電を行っているというぐあいには承っております。したがって、核燃料リサイクルという点においては、現在現象的には十分配慮をしておられるというぐあいに思っております。

結局、我が国のプルトニウム利用について、国内外から随分いろいろな問題点が提起されているわけですね。持ち込むこと自体も問題があるという話もありますし、持ち込むときの輸送経路についても問題があるというぐあいにいろいろ国内外に批判というんですか問題点が提出されている。これは、世界の中で我が国が最もプルトニウムを利用しようという点について、少なくとも現時点においては熱心な国であり、また積極的に取り組んでいるという点に起因はするわけですね。すけれども、先ほどのお話ですと、立派な「もんじゅ」の成功であるというぐあいに国際的に評価されたというお話ですが、残念ながら、それでもなおかついまだに懸念を抱く国が随分、随分というのか少しというのかよくわかりませんけれども、あるというぐあいに聞いているんです。

国際的に我が国がそういう不信を抱かれないようにいろいろ広報活動、御説明等々なさらないといけないわけですが、政府としては国際的に説得するどのような努力をしておられるか。またもう一つ、国民に対してそれをどのように説得なさろうとしておられるのか、御説明しようとなさっておられるのか、そこら辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(岡崎俊雄君) 先生も御承知のとおり、我が国は昭和三十一年に原子力研究開発利用に着手して以来、原子力基本法にのっとりまして、厳に平和目的に限って進めてまいったところでございます。

しかしながら、先生も御指摘のように、特に最近のプルトニウムを利用するに当たりましては、もちろんのこと核不拡散上の配慮が必要であるというところからこの利用を円滑に進めなくてはなりません。その際、特に国内外の御理解を求めている

こと、ということがこれまで以上に求められていくものと認識をいたしております。

このためには、何よりもまず安全確保やあるいは平和利用の実績を着実に積み重ねていくことがまず第一。第二点目に、適時的確な情報提供あるいは情報を積極的に公開していくことによってプルトニウム利用をめぐる計画の透明性を向上させていくこと。さらに第三点に申し上げたいことは、さまざまな機会を利用いたしまして、このような我が国の政策であるとか立場というものをできるだけ詳しく説明をしていくことが重要かと思っております。

このような観点から、原子力委員会を中心といたしまして具体的な施策を講じておるわけですが、例えばその一つとして、昨年六月に原子力開発利用長期計画というものを策定したわけでありましたけれども、その際も国民各層から広く御意見を賜ったり、あるいはこの長期計画策定の際、外国の方からもいろいろな意見を聞いた上で長期計画を策定いたしました。さらに、この長期計画におきましては、二〇一〇年までの我が国の将来のプルトニウム需給計画というものを公表いたしました。さらに、昨年の原子力白書におきましては、プルトニウムの我が国におきまます管理状況をできるだけ詳細に公表いたしましたところでございます。

加えまして、このような我が国の実績を反映して、プルトニウム利用計画の透明性を向上するため、国際的な枠組みづくりを今現在関係する七カ国で進めておるところでございますけれども、この国際的な透明性を高めるための枠組みづくりには我が国も積極的に貢献をしていきたいと思っております。

このように、国内的あるいは国際的にこういう努力を積み重ねることによって、我が国のプルトニウム平和利用というものが内外の理解の一層の促進を促すような努力を引き続きしてまいりたいと思っております。

○横崎泰昌君 言葉で言えばそういうことになる

んですけれども、問題はちゃんとした理解を得られるかどうかという問題なんですね。

それで、プルトニウムの問題については安全管理の問題等々ございすけれども、やっぱり基本は、プルトニウムが日本に蓄積されて、それが原爆に利用されないか、すなわちプルトニウムの需給バランスがとれているのかということなんです。プルトニウムの需給バランスというのは、IAEAが厳重に監視をし、そして我が国がその優等生であることは言うまでもありません。翻って言う、北朝鮮の問題についてもIAEAの査察が一体いつなされるのか、そういう不安を北朝鮮についても我々持っているわけですね。日本の場合には、先ほど申されたように需給見通しについてしっかりとデータを発表しておられるわけですね。

ところが、さっきちょっとお話が出ましたが、原子力白書に我が国のプルトニウム需給見通しがきちっと書かれておりますが、これを読むと、一九九〇年代の需給見通し、これはほとんどプルトニウムありませんからこんなことでしょう。それから二〇〇〇年から二〇一〇年の問題、これも「もんじゅ」等と高速増殖実証炉等々についてどうだということを書かれておりますが、そうかなと。それで、累積需給があるわけですが、それを見ていると、二〇一〇年までの累積の回収量、そこら辺が一体どうなるのかというのはいささかあいまいなような気がするんです。「基本的には、海外でMOX燃料に加工した後、我が国に返還輸送され、全炉心MOX-ABWR及び軽水炉で利用する。」と書いてありますね。これは恐らくまじめにそのとおりに書きになり、そのつもりでおられるんでしょうけれども、そこら辺のところがちよっとあいまいなような気がするんです。

現在、軽水炉でプルーサーマルというような形で相当のプルトニウムが使用されることになっており、さらに、それが開発されて現在三分の一であったものが三分の三までなるといふような御説明は承っておりますけれども、この計画では相当の

軽水炉がプルトニウム燃料を使用して発電をするという計画になっているように思いますが、そこら辺はしっかりと目算ないしは研究というのは行われているのでしょうか。まずは、その行われているというところをいろいろな場面で御説明が十分なされているのかどうか伺いたいと思います。

○政府委員(岡崎俊雄君) 先生御指摘のとおり、ことしの白書におきましても我が国のプルトニウムの需給見通しというものを掲載いたしてございす。この需給見通しは、国内の再処理工場で発生するプルトニウムと、それから今はイギリス、フランスに再処理を委託してございすので、そこから発生しますプルトニウムと、確かに分けて書いておるわけでございます。

他方、それに対して需要につきましては、どのような形でプルトニウムを利用していくのかということにつきましても、一九九〇年代後半までの分、それから二〇〇〇年から二〇一〇年までの分、このような区分に分けてましてそれぞれのアイテムごとに年間どれぐらいの処理をしていくか、あるいは累積としてどれぐらいの処理をしていくかというところを書かせていただいております。また、まして回収されるプルトニウムにつきましては、これから二〇一〇年ぐらいたままで約三十トンございす。この海外で発生しますプルトニウムにつきましては、基本的には海外でいわゆる軽水炉用燃料の形で加工をいたしました後にこれを日本に持ち帰ってくる、このような計画にしておるわけでございます。その裏づけとなります軽水炉におきまますプルトニウム燃料の利用につきましても、先ほどの長期計画の中で今後の計画を明らかにしておるわけでございます。

ただし、先生も御指摘のとおり、あくまでもこれはまだこれからの計画でございます。したがって、例えばプルトニウム利用計画もこの計画どおり進まないという可能性ももちろんあるわけでございますので、そういった点につきまして、今後この需給計画というものは、その時々に応じて見

直しながら需給計画をきちんと立てていくということがこの需給見通しの中にも明らかに書いてございませう。したがって、このように書いたから無理やりこう進めるといふわけでもないし、かといって現実はこの計画にそぐを来しておるときにはもちろんきちんとこの需給見通しを見直していくと、このような方針で臨んでいきたいと思っておるわけでございます。

○横崎泰昌君　そういうことだと思ふんですけれども、どうもこの書き方がちよつとあいまいとして、いや、見直して何とかというものがあつたからどうも歯切れが悪いですね。もう少しやはり、こういう計画なんですと、ただし、それは技術の開発で変わることもありますよというならわかるんだけれども、技術の開発の方が先に進むちよつと、言つてみれば非常に正直に書かれたといふこともできません。しかし、私どもとしては、ブルトニウムの需給見通しというのは非常に大事だといふやうに思つておりますから、そこら辺はやつぱりはつきり議論なさつた方がいんじやないでしょうか。そのようなことを思つております。

それから、つい最近、新聞を見てみると、二十世紀に向けて開発途上国というのが、これからどんどんエネルギー需要が増大していくわけですね。人口増加あるいは生活水準の向上によつて、ちやんとはかつたわけじゃありませんけれども、世界全体のエネルギー需要は二〇一〇年には現在の一・五倍になるんだといふようなことが言われているわけでございます。特に、世界人口の半分を占めるアジア地域でのエネルギー需要といふのが急速に大きくなつてくる。どうしてもエネルギー需給の安定強化といふものがこれからの開発途上国にとって必要になつてくるといふやうに思われているんです。

しかし、そうはいつても石油、化石燃料というのは有限でありますし、既に東南アジアあるいはアジア地域にとつてみましても、中国あるいは韓国において原子力発電の取り組み方が進んでい

ますし、また、インドネシア等においても研究・実証研をつくつていく、このような情報にも私も接しているわけですが、こういうやうなアジアの諸国における原子力開発利用への関心の高まりに対して、日本としては基本的にはどういふやうに物事を考え、どのように対処していくといふやうに思つておられるか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(清野傑興君)　先生御指摘のとおり、東南アジア諸国におきましては原子力発電に向けて非常に高まりを示しつつある昨今でございます。私の認識によれば、先生も化石燃料とおっしゃつたわけですが、先生も化石燃料と石油が四割で石炭が三割、ちよつとアバウトな数字です。それから天然ガスが二割。現段階では原子力というのは七、八割といふことなんです。アジア諸国は急速な目覚ましい経済発展を遂げておるといふ中で、エネルギーの需要量も飛躍的に伸びることは必至でございます。一方、化石燃料といふのは有限であることは言うまでもない。あわせて環境問題という観点からいたしますと、やはりこれらの諸国も原子力、そうした点での志向を強めていくだろうと思つております。

こうした点を既に政府といたしましても踏まえておりまして、平成二年から毎年これは三月なんですけれども、既に六回、アジア地域原子力協力国際会議というものを開催いたしております。その結果を踏まえて、原子力委員会といたしましては研究炉の利用、放射線利用、原子力の安全性、それから国民的な理解、こういった分野について積極的な協力といふものを行つております。

引き続き、我が国といたしましては、これまでの我が国の経験も踏まえて、その技術的な面でも人材の育成あるいは技術基盤の強化、制度面の整備、こうした点を重視しまして協力を強化していく必要があるかと思つておるわけでございます。ただ、もう一言だけ申し上げさせていただきます

すと、これは協力をいたしますが、あくまで安全といふことがまず大前提でございます。あわせて、先ほど来お述べになつておられる核の不拡散の問題、協力をする中にもこうした点につきましては十分留意をしながらやつてまいりたいと思つております。

○横崎泰昌君　最後に言われた点が非常に大事だといふやうに思つております。我が国は、原子力については先進国でもあり、従来原子力の安全性については非常に強い関心を示してきた国でございますから、いろんなアジア諸国における原子力の開発、原子力発電についての需要といふのは高まつてくると思ひますけれども、ぜひそのような観点から協力を示していただきたいと思ひます。

さて、ちよつと場面を変えて、先ほど本委員会において科学技術基本法が成立といふんですか、この委員会としては可決をしていただきました。大変ありがたいう方向であり、そのやうな方向を進めていかなきゃいかぬといふやうに思つておりますが、我が国の研究開発の現状といふのは大変やつぱりお寒いといふのか、そのやうな現状であるように思つておるんです。ただ、ここの補正予算で戦略的基礎研究推進制度といふのを始められて。来年は百五十億ぐらいの予算要求をしていられるといふやうに伺つておりますけれども、その構想とねらい、そのやうなものを若干お示しいただけますでしょうか。

○国務大臣(清野傑興君)　科学技術基本法、これが先ほど成立を見まして、私も科学技術庁といたしましては大変心強く、またありがたく思つておるわけですが、基本計画が審議され、私も重い責任を強く感じておるところでありまして、その中でフロントランナーとなるといふところから、独自の、基礎的な研究に力を入れていくといふことになるわけでございます。

そうした点につきましては、私なりに、これまでは諸外国から種あるいは苗といふものを持ってきた、これを花開くものとして我が国でそれに改

良を加えてきた、そうした点で世界で最もすぐれた製品をつくれる国になつた。しかし、五十年たつてみて、もうもはや諸外国を頼りにする状況にはなくなつてきた。ゆえに我が国独自のしつかりとした科学技術政策を持つてやつていかなければならぬわけだろうと、そのやうに認識を持っておるわけでありませう。

そうした点で、先ほど委員がおっしゃいましたやうな戦略的基礎研究推進制度、こうした一つの仕組みを考えておまして、来年度予算には百五十億を要求しておるところであります。既に今回の第二次補正で五十一億の予算を獲得いたしておるところでございます。

この仕組みは新しいものでございますけれども、これは特殊法人でございます。新技術事業団の担当する事業と相なつておまして、これはすべての大学あるいは国立試験研究機関、こうしたものに対して門戸を開くといふ形をとつておるところであります。今後、我が国において重点的に進めるべき研究領域において大学とか研究機関等から研究チームを公募することにいたしておまして、各大学の研究室あるいは研究機関等から公募する中で、これはすぐれたものである、こう認知をいたしましたときには、これに対して補助金という形で出すわけでございます。こうした中で、基礎的、独創的な研究テーマに対してそうした助成をすることによつてすぐれた成果が得られるといふものを期待しておるところでございます。

○横崎泰昌君　私は、この予算案の構想といふのは大変興味深く見ておるんです。科学技術庁がやつておられる中で、きょうはちよつと質問をしませんけれども、重粒子放射線ですか、重粒子によるがん治療研究、これなんかすばらしいことだといふやうに思つておる。今回のこの政策は、うまく運営されればといふ限定をつけまされども、大変すばらしいことだと思つておる。実は個人的な話ですけども、今おっしゃいました新技術事業団、これに私の親類といふんでしようか、よく知つた人間が昔行つていました。

今じゃありませんが、昔行っていました、これ何やっていたのかなと思つてみると、千万円単位で委託研究をやっている。それも基礎研究的なものじゃなくて応用的な研究をやつて、なかなか成果が上がないので大変だと、随分議論をしたものでございます。

また、国立の研究所その他においても、実は、研究費というのはいわゆる人車と称しまして、一人当たり幾らというような研究費を予算でつける。それに対して、それだけじゃとても足りないものだから、特別の研究テーマをこしらえて、この機械欲しいよといって予算をもらうというようなことの繰り返しでございまして、なかなか成果が上がないというように経験をいたしております。

今回、数億円というオーダーを単位にして研究テーマを公募し、そしてやられるというのとはずばらしい施策であるというぐあいだと思います。ぜひ成功していただきたいんですが、ただ、まあどんな分野か、新しい分野だといつてもなかなか香りが出でこないですけれども、どんなことを想定しておられるか、どんなことを考えておられるか、どんな分野を考えておられるか、どんな分野が出てくるのか、ちょっと御説明をいただければ幸いです。

○政府委員(工藤尚武君) 今の先生の御質問にお答えする前に、大臣の先ほどの答弁に若干技術的な補足をさせていただきますと、これは新技術事業団への出資金を財源とする制度でございまして、けれども、そこから大学、それから国立試験研究機関に対して共同研究あるいは委託研究という形で、大体一テーマ当たり一年間で二億前後の研究費をもって研究を行う、そういうことを現在考えているわけでございます。

それから、今先生おっしゃいましたテーマ、分野でございませうけれども、これはこれから科学技術会議のもとに学識経験者から成る懇談会を設けまして、そこでいろいろと助言をいただきまして決めていきたいと思っております。

現在私ども考えておりますのは、大きく申し上げまして生命科学あるいは遺伝子工学、免疫学、そういったいわゆる生命体の分野が非常に一つの有力な大きな分野であるかと考えておりますし、また物質であります、非常に極微細の領域の物質の解明、あるいはごく短時間に物質がどう動くかといった、そういった物質についての一番最先端の分野、それから場とかいうことで極限環境、いろいろな宇宙空間とか、そういった極限的な環境における物質や生命体の動き、そういった分野を中心にやっていけばいいんじゃないかと、これまでいろいろ研究者の方々、学識経験者の先生方に御意見を伺った結果としては、今そういうことを考えておりますけれども、これからさらにそういう懇談会の御意見を聞いて決めていきたいと考えております。

○橋崎泰昌君 御成功を祈つて、質問を終わります。

○山崎力君 新進党の山崎力でございます。

さきの七月の選挙の際の初当選組でございます。委員会の質問というの初めてでございますので、未熟な点とかあるいは今まで既に論議済みで解決済みというような点も若干あるかもしれませんが、その点はお許し願いたいと思ひます。

科技庁の一番の問題、課題である原子力行政に關してこれから若干質問させていただきます。

まず、この問題の大前提としては何より安全性の確保というものがございまして、これを抜きにしてはすべての問題は前に進まない。それを前提とした上で、今後の問題としてですが、これから若干経済性というものも考えていかなければいけないのではないだろうか。その際、いわゆる政府側、科技庁側と、若干前に橋崎委員の方からも出ましたけれども、いわゆる民間側といましようか、そういった側とのすり合わせ、情報公開というものがこれから国民に対しての理解を得る上で必要になってきたんじゃないかという問題意識を持っております。

と思ひますが、まずそれとちよつと違うんですけども、今問題になっております核融合の問題、この実験炉を国際協力として我が国に誘致するやの報道その他がございまして。我が国を初めアメリカ、ロシア、欧州といったところで国際協力をし核融合の研究を進めようということだそうでございますが、その際我が国政府としての基本姿勢、それからトリチウムを取り扱うという観点からの安全性の確認の問題、そしてこれからの見通せる範囲のスケジュールというものを伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(蒲野梵興君) 安全等につきまして、若干技術的な点がございまして局長の方から答弁をいたしますが、核融合、これは科学技術庁としてより政府といたしまして、二十一世紀のエネルギー問題の解決に大きく貢献する、この認識からいたしまして、このITER計画には積極的に取り組んでおるところでございます。現在の段階におきましては、工学設計活動、これは七月末に設計の中間報告書案が提出されておるところでございます。

お話しのとおり、今四極で共同して研究を重ねておるところでありますけれども、来年に至りまして、来年初頭からできるであろうと思ひておりますけれども、その建設に關しての協議を進める段階に入っております。

あと局長の方から補足させていただきます。

○政府委員(岡崎俊雄君) 核融合の安全性につきまして技術的な問題を少し御説明させていただきますと思ひますが、もちろん核融合反応といえども、放射線であるとか放射能であるとか、こういう点もございまして、この安全性についてはもちろんのことながら十分注意を取り扱っていかねばならない、このように基本的には考えております。

しかしながら、幾つかの点を申し上げたいと思ひますが、第一点目は、いわゆる固有の安全性と申しますでしょうか、いわゆる核融合反応を起こさせる燃料の供給を、外から供給してやるわけ

ありますけれども、その供給を停止すれば速やかに核融合反応が停止するという点であるとか、あるいは核融合反応そのものの性格上、制御が不可能となるようないわゆる暴走的なそういう反応というのは非常に起こりにくいと、こういう本来持っている固有の安全性というのがございまして、それから第二点目が、先生も御指摘のトリチウムというものを燃料として使用するわけでござい

ますが、もちろんこのトリチウムは放射線を出すわけでございませうけれども、その発生する放射線というのは大変弱い放射線でございまして、したがって、遮へいというものに十分考慮さえ払えばこの放射線というものを十分防護することができ、あるいはこういったトリチウムの取り扱いについて適切な閉じ込め等の慎重な取り扱いをしていくことによって、この取り扱いについては十分安全に行うことができるであろうという見通しがございます。

それからもう一点、核融合反応によりまして中性子というものがいわゆる核融合装置の中で発生するわけでありますけれども、この中性子によりまして回りの、例えば鉄でありますとかそういったものが放射化をされる可能性がございまして、したがって、この反応によって生ずる、私ども放射化生成物と呼んでおりますけれども、こういったものが最後の放射性物質としてこの施設の中に残るわけでございまして、こういった放射性廃棄物の取り扱いについても十分注意を払う必要がある。ただし、この点については、原子力発電所であるとか再処理工場とか、こういった経験が十分生かせる、あるいはその範囲内に十分とどまるということでございまして、総じて言えば、大変慎重に扱えば安全なものであるということを申し上げていいと思ひますが、具体的な施設の安全性そのものについては、今後の設計が固まることによって十分な審査をしていくということも必要であらうかと思ひます。

○山崎力君 その点はそれだけにいたしまして、今も出ましたが、いわゆる放射性廃棄物の問題

で、高レベルというものがずっと課題になっていたわけでございます。ことしの四月にフランスから高レベルの廃棄物が搬入された際、若干地元とのトラブルがありましたけれども、その際に、前任者の田中科学技術庁長官から地元の青森県知事に対して、青森県を要するに高レベル廃棄物の最終処分地にならないという旨の確約書が出された、書面が出されたというふうになっております。それは行政の連続性からいけば当然のことなんです、具体的に後任の浦野長官にどのような形で引き継がれているか、またこれから何十年もそういった形でいくわけでございますので、どのような形で引き継いでいくかということをお知らせ願いたいと思います。

○国務大臣(浦野眞興君) 私がこうした立場に就任をいたしましたのは八月八日でございます。前田中長官からその夜引き継ぎを受けたところでございまして、本年の四月二十五日付の文書は、知事の了承なくして青森県を最終処分地にできないし、しないことについて、科学技術庁として責任を持って確実に対応することを明確にこれはお示ししたところでございまして、この引き継ぎにつきましては、ただいま申し上げました前大臣と私の引き継ぎ書というものがあつたんですけれども、その中に明確に記載されておるところでございます。

先月のことでございますけれども、木村守男青森県知事さんが私のところに来られた際におきまして、私から前大臣の青森県との約束はしっかりと遵守してまいりますと、こうお伝えをいたしておるところでございます。このことにつきましては、今後ともこの文書に従って確実に実施されるよう私なりの責任を持って対応してまいります所存でございます。

○山崎力君 この問題の背景には、やはり最終処分をどうするかというのが明確にできていないというところがございます。そして、これまでの審議その他の中で、二〇〇〇年ごろを目途としてその処分の実施主体を設立するというふうになってお

るそうでございますが、その辺への具体的なスケジュールは、もうあと五年を切ったと言ってもいいような状況ですが、どのようになっておりますでしょうか。

○政府委員(岡崎俊雄君) 先生まさに御指摘のとおり、先般の原子力長期計画の中でも二〇〇〇年を目安に実施主体を設立するということを明確に目標として定めておるわけでございます。この処分事業の実施主体の設立に当たりましては、もちろん実施主体そのもののあり方ばかりではなくて、例えば資金をどうやって確保していくか、あるいはそれに関連するいろいろな法制度をどのように整備していくかという多面的な検討が必要でございます。このような観点から、平成五年の五月に、国、電気事業者並びに動燃事業団が協力をいたしまして高レベル事業推進準備会というものを設立いたしました。この準備会がこのような観点から今精力的に審議を進めておるところでございます。

他方、本年九月、原子力委員会は、地層処分の取り組みに当たっての方策というものを明らかにいたしましたわけでございますけれども、その際、特にこの処分に向けた国民の理解と納得が得られま

すよう、社会的、経済的側面を含め、もちろん技術的な点も含めて幅広い検討を進めながら、国民的な御理解をいただくような懇談会の設置を決めたところでございます。

したがって、私どもの検討、さらに先ほども申し上げました高レベル事業推進準備会の検討、さらにそういったものをこの懇談会の場におきまして広く情報を公開しながら、あるいは関係各界の御意見をいただきながら、ぜひ二〇〇〇年を目安にこの実施主体の設立等の高レベル廃棄物の処分対策に懸命に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、先ほど審議委員の中にもありました、A T Rの見直しで、私が冒頭最初に申し上げた経済性の問題が初めてと云っていいくらいに出てきた。本来、A T Rというのは経済的にペイしない、ただし、将来の技術開発の意味も含めてということと計画が推進されてはいたはずなのが、電気事業連合会の方からもうグブアップですという形で出て、それを科技厅側としては追認というOKを出した、このように理解しております。

その中で、経済性だけではないんだと先ほど審議委員へのあれがあったんですが、その点で一点確認したいんですが、電気事業連合会側からの科技厅への質問は経済性だけであつたのか、それとも別の要素があつたのかどうか。もし経済性だけであつたとするならば、何を以て総合的判断を加えたか先ほど答弁なさつたのか、お答え願えればと思います。

○政府委員(岡崎俊雄君) 御指摘のとおり、本年の七月に電気事業連合会から原子力委員会あるいは科学技術庁、通産省に対して新型転換炉実証炉建設計画の見直しの要望がなされたわけでございます。

その直接的な理由は、昨年の五月ごろに地元大間町におきます漁業補償問題が解決をいたしました。その解決を受けて、電源開発が確定をいたしましたスケジュール等に沿って建設費の見直しを懸命に行つたわけでございます。その結果がこの三月にでき上がり、それを電源開発から電気事業連合会に説明がなされたわけでございます。

残念ながら、電源開発が見直しました建設費が、従来考えていた建設費よりも相当大幅に上昇するということが判明をいたしましたので、そういった観点から、電気事業連合会がこの建設計画の見直しを申し入れたというのが経緯でございます。

それに対して、原子力委員会はこれを受けまして、経済性、もちろんこの実証炉の経済性のみならず将来の実用化に至る経済性が見通しが果たしてどうなのかという観点も検討いたしました。

加えまして大事な点は、やはり燃料サイクル上の位置づけ、あるいは将来のリサイクル、特にプルトニウム利用についての政策に果たしてどのような影響があるのかという点についても検討をいたしました。加えて、多年にわたって研究開発を進めてまいりましたこととございますので、こういった研究開発の点からも検討いたしましたわけでございます。

これらを総合的に勘案した結果、この新型転換炉実証炉建設計画はやはり残念ながら中止せざるを得ない。ただしその代替として、改良型の軽水炉におきます全炉心にプルトニウム燃料を装荷することを旨とした計画を進めることが妥当であるという結論を得たところでございます。

○山崎力君 その経過はわかりましたが、ただそうすると、当然そのA T R計画自体が過去の計画ですけれども、何だったのかという問題は残ろうかと思ひます。

そしてその次の問題として、今のお話の中にも出てまいりましたM O X燃料を全炉心に装荷するいわゆるA B W R、これはプルトニウム利用の問題点で出てくると思うのですが、このM O X燃料を装荷するという、M O X燃料自体の原子炉の経済性というものがどうなっているのかという問題は当然出てくるかと思ひます。明らかにA T Rの場合は経済性で行き詰まった、こっちの方はどうなんだと、その辺の議論は今まで余り聞いた記憶がございません。その辺のところはどういうふうになつておるのかということをお伺ひしたいと思います。

○政府委員(岡崎俊雄君) 先ほど申し上げました新型転換炉実証計画の見直しの審議に当たりまして、原子力委員会は、先生御指摘のその代替となるA B W R、改良型沸騰軽水型炉の経済性の問題につきましても検討をされたわけでありまして、もちろんその前提として、技術的に本当に十分可能かどうかということも当然のことながら検討されたわけでございます。

特に経済性の点について御説明申し上げます

と、今現在計画されております改良型沸騰軽水型炉は、既に東京電力が柏崎刈羽原子力発電所の六、七号機で建設中のものがございまして。したがって、この六、七号機の発電原価というものをベースにしたならば、これに全炉心にプルトリウム燃料を装荷した場合の経済性ということについて御審議をいただいたわけでございまして。もちろん、電気事業連合会からそのデータの提供等も受けながら審議をしていただいたわけでございします。

その結果、初年度発電原価という、若干技術的な問題でございすけれども、平均発電原価が柏崎刈羽発電所の場合、キロワットアワー当たりが約十二円と想定されているわけでございすけれども、これに対してプルトリウム燃料を利用することに伴います固定費が当然のことながら少し増加をいたします。例えば、制御系ではほう酸水注入システムであるとか、あるいは逃し安全弁の設計変更を少しやるか、こういった観点からの設備面の経済性がどうかという点について検討をされたわけでありますけれども、その結果、恐らく建設費の一割を超えるものではないという評価が得られておるわけでございします。

加えて、燃料費が当然のことながらウラン燃料とプルトリウム燃料では異なるわけでございすけれども、この燃料費につきましても、例えば成型加工費についてはウラン燃料に比べてプルトリウム燃料というのは若干割高になるけれども、先生も御承知のとおり、原子力発電というのは発電原価に占める燃料費の割合というのは約二割と大変低うございす。したがって、プルトリウム燃料の経済性を見ましても、若干の割高要因はあるとしても、全体的には十分その経済性が期待し得るということが今回の評価の結論として得られたわけでございします。

○山崎力君 それと関連しまして、つい最近でございすけれども、今青森県六ヶ所村で建設の進んでおります再処理工場について、事業者側が建設費が高騰しておるということで設計の見直しと

いうようなことが報道をされておりました。

そういった点で安全確保という点は当然のことなんでもございすけれども、繰り返しになりますけれども、そうした事業者側というものはえてして経済性というものをどうしても重視しなければいけない、それと国側が原子力行政の中でこういう方向でいきなしたというところのすり合わせが多少ずれてきたといったところが見えてきたんじゃないか。これがA.T.R.であり今回の六ヶ所村の再検討というところで出てきたのではないかと問題意識を持っておりますが、今後、国としてはどのように対応されていく考えでしようか。

○国務大臣(溝野英典君) 六ヶ所村におきます再処理工場、これは核燃料リサイクル、これを確固たるものとしていくために必要不可欠からざる施設である、我が国の原子力政策にとって重要な施設という位置づけにあるわけでございまして、先生御指摘のとおり報道がございまして。

私も、現段階では、事業者において安全性の確保というものを、これを大前提としながら経済性の向上についても努力している、そういうことを承知しておりますけれども、具体的な建設費の中身あるいは設計が今後どうなっていくんだらうかという点についてはまだ確定はしていません。今後の検討を今いたしておるというふうな聞いておりますけれども、どういう形になるか、現段階で定かではございせんけれども、もしもそうした設計の見直し等々というふうなことになるれば、当局といたしましては、当然のことながら十分な安全が確保されるという立場からこの厳正な安全審査を行ってまいらる所存でございします。

以上でございします。

○山崎力君 時間でございますので、最後に要望という形で締めさせていただきます。

この経済性という問題は、非常にこれからの我が国のエネルギー政策において重要な位置を占めると思っています。私申し述べませんでしたけれども、

も、プルトリウム利用がいわゆる経済性という面からいって果たしていいのかどうかという基本的な問題もあり、そこに事業者側の、いわゆる電気をつくる側からの経済性の問題もあり、その辺と国とが、どこまで援助してどこまで介入し、あるいは自主性を尊重するか、今まで余り論議されてこなかったような気がいたしますので、その点を今後の行政の中でお含みおき願ひ、国民に何より安心感を与える、情報をどんどん開いていくという姿勢で臨んでいただきたいと思います。

○川橋幸子君 先ほど、委員会前半の議員立法により基本法の審議の中でも出てまいりました、キャッチアップからフロントランナーへといたうこととございします。サイエンスフロントティアとテクノロジーフロントティアというふうな言葉も学ばせていただきました。そういうフロントティアを切り開いていくと、そういう科技庁の方の施策をお尋ねしたいと思いますが、その前に、私、新しい言葉を昨夜一夜漬けて勉強したばかりなんです、ジェネリックテクノロジーという言葉、通告しておりましたけれども、うまく説明していただけないでしうか。これもまた、フロントティアを切り開くという意味で大変いい言葉のようございします、ジェネリックテクノロジー。

○政府委員(工藤尚武君) 非常に基礎的な、汎用的な技術をいうというふうに理解しております。

○川橋幸子君 ジェネラルという、英語の意味で汎用的なということなんですけれども、これは調査室がまとめてくださいました最近の新聞記事情報などでございしますが、日本人は、ジェネリックテクノロジーという、それって何という顔をするとこの記事の中に書いてございまして、もうちょっとわかりやすく言いますと、社会にイノベーションを生み出すようなそういうテクノロジーだそうなんです。ジェネラル、総体的に、汎用性のあるということなんですけれども、もう一つは、世代を生み出すというもうちょっと強い意味の言葉がございまして、これ一般的な言葉では

ないのでしうか。ぜひひとつこのあたりも一つのキャブラリーとして御採用なさるといい言葉ではないかと思ひます。

さて、そのジェネリックテクノロジーという意味で、今回の補正予算案にあるいは来年度の概算要求なりにつきまして戦略的基礎研究ということが打ち出されておまして、大変基本法とも相まっていい行政展開がなされるのではないかと期待しているところでございします。

先ほど橋本委員の御質問の中の説明で目的なり意図なりこれからの転がし方なりは尽きているのかもわかりませんが、なお私としまして少々危惧をいたしますのは、ベンチャーなものを生み出すというのは官主導では非常に難しい。だからこそテーマを公募して、共同研究なり委託研究なりあるいは非常に個人のベンチャーなテーマに研究費が出ていくということなんだろうと思ひますが、科学技術会議に諮るときに諮り方を、ぜひ官主導ではなくベンチャーなものに、ジェネリックテクノロジーに配慮されるように御工夫いただきたいと思ひますが、いかがでございしうか。

○政府委員(工藤尚武君) 先生のおっしゃいますように、科学技術会議は半分ぐらい行政によって構成されておりますけれども、今私どもが考えておりますのは、そのもとに第一線の学者の先生方あるいは産業界の方も含めまして、そういった学識経験者の方の御意見を吸収してやっていきいたい、そういうふうに考えておるわけでございします。

○川橋幸子君 その際の要望でございすけれども、科学、技術といひますと女性是非常に弱い分野だといひ、今までそういう専攻科目をとる学生が少なかったこともあって、統計上の経験則からそのような社会通念みたいなものがあるような気がいたしますが、実は、やはりライフサイエンスというふうな本場に暮らしの中に役立っていく、そういう汎用性のあるベンチャーなものに対して、少し女性の感覚、センスを登用するという意味からも御配慮いただけないものかと思ひます。

要望でございます。

政府では、今、審議会の中の女性のパーセンテージを一五%間もなく達成ということでございますけれども、これ、きょう数字は伺いませんが、多分科技厅の場合は余り、その目標数値にはまだ少し間があるのではないのでしょうか。もしそうではないという事実がありましたら言っていたいで結構なんでしょうが、そういう政策決定に対して女性の、生活者の感覚を生かしていく、その方が日本の未来にとってもいいんだという意味からそういう御配慮をいただきたいと思いますが、よろしく願います。

○政府委員(石井敏弘君) ただいまの女性の感覚あるいはセンスを活用するというようなこと、私も当然非常に重要なことと考え常々そのような姿勢で対応しておりますが、特に、具体的に御質問のいわゆる審議会の女性の活用というものにつきましては、総理府が音頭をとりまして一五%目標でやっております。科学技術庁にも航空・電子等技術審議会等大臣の諮問機関がございます。これらにつきましては私どもの全体で申しますと一六%というような形でございまして、したがって、女性の委員の御活躍というような場を常に確保して努力しておるといふことでございます。○川橋幸子君 大変失礼いたしました。その努力大変ありがたいと思っておりますし、なおよろしく願いたいと申し上げまして、次の原子力行政の問題に入らせていただきたいと思います。

これも先ほどの基本法の審議のときに大変いい表現だなと思って伺っておりましたのが、天使の剣にもなるし悪魔の剣にもなる。戦後五十年、核の歴史の五十年でもございます。こういう節目の年でございまして、長崎に投下された原爆の中にプルトニウムが入っていったということから、それから一転いたしました平和利用のための原子力行政ということで御努力いただいているわけでございます。

原子力白書も原子力の日に合わせて発表されたばかりでございますが、この五十年目の節目にお

ける原子力白書のポイント、それから、科技厅としてこれからの日本の課題と思っていच्छることを御紹介いただきたいと思っております。

○国務大臣(蒲野実君) この平成七年度の原子力白書でございますけれども、これは国内と国際、この二つに大まかに分けて記述をいたしておりますところでありまして、国際動向としてのまとめといたしますと、本年五月に決定されました核不拡散条約、NPTの無期限延長、それからフランス、中国による核実験の実施に対する遺憾であるという意思表明、それから北朝鮮の核開発疑惑等の核不拡散をめぐることについて取りまとめるおるところでございます。

一方、国内動向といたしましては、高速増殖炉「もんじゅ」の初送電の成功、また八月の新型転換炉実証炉建設計画の見直し等の核燃料リサイクルをめぐるところの動向についてまとめおるところでございます。また、そのほかでは、この原子力開発利用を進める上での避けて通ることのできぬ重要な課題であります。これまで御審議をいただいておりますけれども、放射性廃棄物の処理処分に関する原子力委員会の取り組み姿勢、これを明らかにいたしておるところでございます。

こうした動向を踏まえまして、今後私も科学技術庁といたしましては、国民各位の幅広い理解を得つつ、高レベル放射性廃棄物の処分に向けた施策を着実に推進してまいりたいと思っております。また、プルトニウム利用のより一層の透明性の向上を図りつつ、核燃料リサイクルを着実に推進してまいりたい。また、国内外の理解の増進を図るために積極的な情報を提供する、こうした課題に真剣に取り組んでいくことが重要であると考えておるところでございます。

○川橋幸子君 国内と国際に分けて白書は述べられておるといふことでございますけれども、原子力行政の一番の悩み、科技厅の皆さんが抱えていらっしゃる悩みといえますか日本の悩みは、絶えず絶えず国内問題でおさまらないで国際的に大きな

問題になるということではないかと思っております。プルトニウムといえますものを、何というんでしょうか、燃料と考えるのかあるいは困った廃棄物と考えるのか、あるいは国際的な監視の目というのは絶えず軍事利用されるのではないかと、この三つのポイントをめぐって、この非常に難しいトリプルの課題を国内と国外でどうやって調和させ解決させていくかということではないかと思っております。

すぐにこれがいいという解答はないのかもわかりませんが、これはちょっと日付がわからないのですが、アメリカのマサチューセッツ工科大学、MITの報告の中で日本のプルトニウム利用に対する一つの提言が出ていますようにございます。

結局、日本の燃料としての商業利用というものが核を拡散させてしまうのではないか。それは、日本国内でどのように透明にしてルールに従って管理していると言つても、例えばの話、日本のことは私も自信を持って言つたとしても、他国から見ますれば、私も北朝鮮に対してさまざまな懸念を持つような、そういう思いがよその国にもあるのではないかと思われま。

この提言といえますのは、何と予算は動燃事業団から出ていて委託されたようなものでございしますが、出てくる結論が、日本はやっぱ研究開発に限定した方がよいのではないかといううような、こんな提言になっているのでございます。これも具体的な質問項目にはないのでございますけれども、原子力白書の考え方の延長線にある質問としてお尋ねさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(蒲野実君) マサチューセッツ工科大学の新聞記事は私読んでおりません。答弁になるかどうかちょっと不安なんですけれども、日本が研究開発だけにどまっていけないのではないかと、いう見解については、私は同調できない認識を持っております。研究開発、もとよりこれは先ほど出ておりましたフロントランナーとしての立場をこれから確

立していく、そうした面での努力はまことに重要でありまして、我が国のエネルギーを安定的、確実な形で確保していくという点では、やはり原子力政策、核燃料リサイクル、この仕組みはさらにしっかりとしたものにしていかねければならない。

そうした点で、確かに諸外国からすればいろいろな目で見られる向きも現存としてあるわけでございますけれども、しかし、これまで我が国の姿勢というものをいかに理解していただけたかというところからして努力を続けてきたわけでありまして、先ほどちょっと御紹介をいたしましたけれども、さきのIEA総会でオレアリー長官からは、日本のこうした透明度を高める意味での取り組みについて称賛の言葉があったということもござい。

確かに、先生もおわかりいただいておりますところでありまして、非常に難しい課題であることは事実でありますけれども、私は、我が国のエネルギー政策の中でこの原子力というものは、内外の理解を得つつ、安全性、平和という観点の理解をさらにいただく中で確立をしていく必要があると思っております。

○川橋幸子君 やっぱ私も、大臣がおっしゃるように、研究開発の中では余りにも狭過ぎると、個人的にはそんな気持ちが強うござい。そう思いつつも、アメリカの大学でございまして、アメリカとしてはやはり核不拡散の方に重点があるのかなという感じを持ってはおるのでござい。私も全文見たわけじゃないんですけど、この新聞の記事だけで恐縮なんですけれども、一つもつともだと思いません。指摘は、日本の国内事情への国際社会の理解不足ということが書かれております。先ほど来、国民にもよく説明して理解を求めるといふようなことが述べられておりますけれども、国際社会の中でも、ぜひ大臣を初め幹部の皆様へに継続的にしっかりと、日本の国内事情への理解を求めようというふうなブ

すようにお願いいたしました。終わります。

ありがとうございます。

○立木洋君 私、原子力の安全の問題について長官にお尋ねしたいと思うんですが、長官御承知のように、スリーマイル島やチェルノブイリで大惨事がありまして、一九八八年の二月に国際原子力機関の安全諮問委員会が国際的なシンポジウムが開催されました。いわゆる過酷事故に対する対策の問題でのシンポジウムだったわけですが、それが開かれまして、そういう過酷事故を想定した安全対策、防災対策の強化ということが問題になって、それから国際的にもさらにシンポジウムにシフトして対策がさまざまに検討されるという方向に動いてきているというふうに承知しております。

そこで、原発のシビアアクシデントという問題について長官が基本的にどういうふうに認識なさっておられるのか。それから日本としては、今後それに対する対策を基本的にどういうふうに行うとお考えになっているのか、基本的な点だけで結構でございます。

○国務大臣(蒲野実興君) 私は、就任いたしましたから、職員に対しては、これでもかこれでもかという気持ちで、緊張感を持ちながら安全性というものを高める、安全性を確保する、こうした気持ちで取り組むべしという指示をいたしておるところであります。

今、先生のおっしゃったシビアアクシデント対策、これにつきましては、私の認識するところ、我が国の原子力発電所の立地、また防護対策、こうしたものについては、予想される限りのものに対しては十分対応できる。さきの震災につきましても検討を加えたところでございます。しかし、今は一応結果としては安全であるという結論が出ましたけれども、しかし、これに甘んずることは決していかぬ。さらにさらに知見あるいは研究開発、こうしたものの高まり、進歩というものを進めていかなければならぬ、こういうことで取り組んでおるところでございます。

○立木洋君 私は、長官が就任された直後、新聞でのインタビューの中で、原発の安全性の問題については、安全の上にも安全というふうに強調されたものだというふうに私印象を持って見たんですけれども、ここで一言だけ言わせていただきたいのは、つまりアメリカの場合は、原発が危険だということを公然と口にするのができないような人は原発を扱うなどということが、アメリカの安全委員会では言われているということぐらい厳しい問題だということを特に強調しておきたいと思っております。

それで、「もんじゅ」は、去年の五月十二日でしたか、反応度のテストをやりまして、その反応度が実際にどうかと、設計値と実際値とが合うかどうかという問題が問題になりました。この内容を私がここで繰り返そうとは思いません。去年の十一月でしたか、その問題について科技厅の方にお尋ねしたんです。その問題の数値がどうかとかという人は疑問を持っています、また不安を持っています、設計値と実際値が違ったものだから。その問題についてやっぱり必要なことは、原子力基本法の第二条で決められている公開の原則、これはきちっと公表して、ここに問題があったからこうなったんだというふうなことをやるのが非常に大切なことなんです。それをやらないで隠そう隠そうとすると余計裏があるんじゃないかということになる。私は、この原子力基本法の第二条というものを非常に重視してほしいということをそのときも強調したわけです。科技厅の方からは、もちろんそれはこれから努力をいたしますし、「もんじゅ」の問題に関しましては当然そのようにさせていただくように努力をしたいというお約束をいただいたのは去年の十一月なんです。

ところが、最近この「もんじゅ」の、一九八四年十二月からことしの三月までの「もんじゅ」についての「設計及び工事の方法の認可申請書」というのが科技厅のいわゆる閲覧室で閲覧、公開されたわけです。

それを見てもみずと——私が全部見たわけではありませんが、これはページ数だけでも三万五千ページというから、これは一人で見るとなるとのはとてもじゃないけれども大変な状況になりますけれども、そこにファイルされているのは百七冊あるんです。その中で最も重要な耐震設計上のデータ、これはほとんど空白なんです。書かれていないんです。あるいは耐震性能を示すデータにしてもそうだし、それから原子炉の揺れの固有周期の問題についても、あるいはほかの部品についての耐震計算や解析結果、解析方法、こういうものもほとんど空白なんです。

今、非常に関心を持っている人々が、この問題で全く事実が公表されていないということを見るならばどういうふう感じるだろう。だから、なぜ耐震設計のデータ等について公表ができなかったのか、その理由をまずお聞きしたいと思っております。

○政府委員(宮林正恭君) お答えさせていただきます。原子力施設の安全性に関する情報につきましては、できる限り公開をするというふうなことで努力をしてきたところでございます。しかしながら、核物質防護でございまして核不拡散あるいは財産権の保護といったような観点から公開することに支障がある、こういうふうな思われる情報につきましては非公開という考え方で進めてきております。

今般、社会的な関心が高いと考えられます高速増殖炉「もんじゅ」に関しまして、設計・工事方法の認可申請書を公開させていただいたわけですが、公開に当たりましては、この一般的な方針に従いまして非公開としたという部分があることはまことに申しわけございませんが御了解いただきたいと思います。こういうふうに思っております。

○立木洋君 その説明は私、全然納得できません。核物質防護の問題との関連というふうにおっしゃいますけれども、だけれども、原子炉の揺れを調べる固有周期について、これを隠すことが何

で防護に関係があるのかという問題になってくるわけです。私は、これ以上これを議論しようとは思いませんけれども、そういう問題について全然出されていないという点に大変私は不信感を持つというところだけ表明させていただきます。

この問題と関連があるんですが、長官、つい先日、原子力施設耐震安全検討会が兵庫県南部地震を踏まえて、耐震設計審査指針、これは一九八一年につくられたものです、この審査指針には問題がないという報告書を九月に出して、この検討会は解散したんです。それで、私幾つか見ますと問題点が非常にあります。何でこんなことを早期に結論を出して解散するのか。

一つの問題は何かといえば、今度の場合には、神戸市の六甲台に神戸原発を建てるというのを仮として、そこで現行の耐震設計指針で設計を行う、それが現実には兵庫県南部地震と比較して現行指針が妥当だったかどうか、妥当性があるかどうかというものを判断することを基準として検討したというわけです。これ、検討の内容です。それで、もし仮に実際に踏まえてやるというならば、兵庫県南部地震で得られたデータとこの指針が想定する地震動、これを唯一比較検討されているのは神戸大学のものなんです。私も見ました。報告書の中ではこの地震動の検討が行われていないんです。

問題は何かといいますと、ボーリングをやった結果、これは岩盤上のものではないという結論を出しているんです。私は、この報告書の中でボーリングをやったのがいわゆる岩盤上のものでないというのが偽りだなどと言うつもりはありません。それはそのとおりかもしれない。しかし、もしボーリングをやった岩盤上の問題が見つかれば、なぜ岩盤上の問題として明らかにされている神戸大学の資料を取り上げて検討しなかったのか。これは土質工学会の機関誌「土と基礎」の三月号の中で行われた報告書の中で、地震動を検討する岩盤上のデータとして神戸大学のもので適切である、妥当である、そういう証明

までしているんです。なぜこれを検討会で取り上げなかったのか。これは私の最大の疑問の一つです。

もう一つの問題は何か。もう一つは、神戸での地震動が部分的には上回っているというところは認められているんです。この報告書の中で。しかし、上回っているのは部分的だから、だからそれは問題ないという切り捨ててしまっているんです。なぜそれをもっと突っ込んで検討しなかったのか。私はこれは問題だと思ふんです。設計基準の基準地震動を実際の揺れが部分的にでも上回る食い違いが出たということは、これは基準地震動の決め方に問題があるということを感じることがなるかもしれないんです。それほど重視されなければならぬ根本問題なんです。なぜこの問題が検討されなかったのか。こういう重要な問題があります。

まだたくさんありますけれども、時間がないので私は余り言えませんが、こういう問題点がなぜ検討されなかったのかということについて、不十分さがあつたならあつた、しかし、問題ではないというなら問題ではない、簡単に結構です、あと時間があつたから、まだもう一言私しゃべらなかならないので。

○政府委員(宮林正恭君) 第一点でございますが、神戸大学の地震計の設置地点の地盤につきましては、耐震安全検討会においても現地調査を行いました。原子力と言う解放基準面というふうなことは当たらないけれども、岩盤に比較的近いものであるということで、観測記録には多少の増幅の影響が出てくるかもしれない。しかしながら、それがあつたとしても、むしろ評価は安全側に評価することになっている、こういうことになっておりますので、むしろこの場所をまさにモデルの地域ということで使うということにさせていただきます。

それからもう一点は、いわゆる応答スペクトルと比べておられますけれども、地震動のスペクトルが、神戸大学で観測されたものにつきましては、

指針に基づき想定されるスペクトルに比べると長周期側において少し大きい部分がある、こういう御指摘だというふうに思いますけれども、これにつきましては、実際に検討はこの検討会によって行われております。

その結果といたしまして、まず先ほど申し上げましたように、観測記録につきましては、表層地盤の増幅などの影響が考えられるので安全側に評価されているということが第一点。それから、原子炉施設の安全上重要な建物とか建築物、機器あるいは配管系といったような剛構造でございまして、どちらかといいますと固有周期は短周期側に集中しております。したがって、長周期側につきましては問題としなくてもよろしい、こういうふうな評価をいたしまして、妥当であるという判断がなされております。

○立木洋君 第一の点の説明については、それを取り上げて検討もしないということはやっぱり責任を持つていない、責任を持つていないというところだけ私は指摘しておきたいと思ふんです。もう一つは、固有周期の問題については、長周期の場合が多少上回っている、短周期の場合は上回っていないから結構だと、問題にならないんだと言ふんだら、なぜ長周期のデータで耐震設計の場合に必要とするんですか。必要とするからこそそういうもののデータをとっているわけでしょう。だから、長周期であろうと短周期であろうと上回るといふことは基準そのものに問題があるというところなんです。それを長周期が多少上回って短周期が上回らなかったから結構だなんて言つて切り捨てるというやり方は極めて科学的じゃない、私はそう言いたいんです。

それで、もう時間がありませんから最後、非常に重要な問題を含んでいるんです、この問題。それで、私は調べました。今、この問題に關しまして、例えばこの兵庫県の南部地震を受けて本当地震に強い町をつくらぬといふか、人間の命を大切にせぬといふかぬといふことで、日本人が力を合わさぬといふかぬといふ非常に大切な時期なんです。

す。そういう時期に、例えば空港・航空保安施設耐震性検討委員会があります。もう一つは港湾施設耐震構造検討委員会があります。さらには鉄道施設耐震構造検討委員会があります。それから建築耐震調査委員会があります。それから地震に強い港湾のあり方に関する検討調査委員会もあります。

これは第四まで、建設の問題、港湾の問題、鉄道の問題、空港の問題、これらの問題、最終結論を出した委員会はただの一つもないんです。最後の一つだけなんです。地震に強い港湾のあり方に関する検討調査委員会は八月末に調査報告を出しました。これらの重要な問題がまだ中間報告の段階で最終結論が出し得ないとなつてるときに、この地震の問題についての基準を決めたのは一九八一年です。そのときの基準で問題ありませんんという結論を出すというふうなことは、科学技術委員会の名において私は許せない。本場に責任を持つて態度であるならば、十分な検討をやつて、あらゆるデータを調査して十分な検討を行うという態度があつてこそしかるべきだといふふうに私は思ふんです。それぐらい重視しなければならぬ問題だと私は思ふんです。

結局、言えは長いことになりまふけれども、原発の場合も、大変なことにはならない大変なことにはならないと言つてきました。しかし、この問題に關しても一九八八年以後問題になつてから、当初日本政府は、日本においては過酷な事故は起こりませんと言つて拒否してきてたんです。しかしその後の原発、いろいろな問題が出てきました。福島の問題にいたつてそうなんです。その問題があつたからこそ一九九一年、日本の原子力安全委員会がそれを十分に調査せよといつて関係省庁や関係の電力会社に指示をしたんじゃないですか。そして、その改善のためには努力をせよという方向に一つでも進めるといふ努力をしたんです。

私は、この問題は、安全の上にも安全と長官がおっしゃるその言葉の意味を本場に深く考へていただいて、本場に地震に強い町、日本は地震と切

り離して住むことは私たちができないわけですから、このことについては本場に真剣にやっていたきたいといふことを最後に申し述べたいんです。その点について大臣の御所見をいただいて、事務局は結構です。私はまた検討します。大臣。

○国務大臣(浦野修興君) 今の問題につきましまして、私は検討委員会においては国内屈指の権威の方々の御参加をいただいてこうした結論に達したといふふうに理解をいたしておるわけでございまして、したがって、いろいろ先生からの御指摘もございましてけれども、私は、今回の結論はそれとして評価をいたしております。

しかしながら、まさに安全はこれでいいという限界はないものと心得ておりますので、引き続き努力をしてまいることが申し上げさせていただきます。

○立木洋君 終わります。

○佐藤道夫君 またまた最後ですが、これが本当の最後だと思ふます。

私は、北海道は幌延町の貯蔵工学センターの問題に絞つてお尋ねしたいと思ふます。私もつい最近まで北海道に居住しておりました、あの付近を散策したこともございまして、その際、見学ということで立ち寄らせていただきました。施設見学といふことが、施設なんて何もなわけです、広々とした原野の中に一定用地を区切つて、これが建設予定地、こういうふうになつております。職員も何人かおりました、親切に説明してくれましたが、彼らの仕事というのは大体私のように好奇心を抱いて訪れてくる見学者の応接ということのようでございます。

そもそのあの施設計画が発表されたのは一九八四年、ほぼ十年前のことになります。何か地元町の非常に熱心な誘致があつたといふふう聞いておりますが、その後、周辺の町村が反対に回りました。一九九〇年には北海道議会が反対決議をした。反対の理由は、高レベル放射性廃棄物の最終処理処分地にされてはかなわぬ、こういう

このようでした。当時の北海道知事、横路さんがこれに賛同いたしました。最近、知事の交代がありましたが、新しい知事もまた白紙撤回を求めているというところでございまして、計画発表以来十年余りたつておる。これからの見通しが一体どういふことになるのかちょっと御説明していただければと思います。

○国務大臣(溝野俊興君) この経緯等につきましては、私よりも担当者の方から説明させていただきます。

○政府委員(岡崎俊雄君) 貯蔵工学センターに關します経緯は、先生が御指摘のとおりであらうかと思ひます。したがって、今後この貯蔵工学センターの計画につきまして、先ほども御説明申し上げましたとおり、放射性廃棄物の処理処分問題の解決というのは大変重要な課題でございまして、この貯蔵工学センターにつきましても広く北海道あるいは地元市町村の理解を得るべくぜひ努力を進めていきたい、このように思つております。

○佐藤道夫君 この施設が地元が懸念するように最終処分地になる可能性があるかどうか、これもできまじらばつきりさせておいていただきたいと思います。

それから、先ほど山崎委員の質問に出てまいりましたけれども、高レベル放射性廃棄物の最終処分地として青森県もノー、北海道もノーと。別に道地というわけじゃございせんけれども、青森、北海道がノーということになりますと、最終的にどこに行くのか、その辺の見通しもあわせて御説明いただければと思います。

○国務大臣(溝野俊興君) この高レベル廃棄物の処理処分、ここはやはり他国に頼ることなく我が国でこれは処理をしていかなければならぬことと思つておるわけございまして、率直に申し上げまして、時間がそうあるわけではございせん。しかし、私どもはこれまで懸命にその処分をするにどのような方向、方法がいいのか、これは先生御承知をいただいておりますのですけれども、

各国の一つの共通認識としては地層深いところに入れる、こういうふうな一つの方針としては認知されておるところなんですけれども、我が国においてはいかなる方法で処分をするかまだ研究段階の状況でございまして、やがてはつきりとした実施主体を定めまして、そしてその実施主体のもとに貯蔵するところを定め、そこに納めるようにしていかなきやならぬわけでありまして、先ほど率直にと申し上げたのですけれども、懸命に努力をいたしております。

その中の研究場所としての幌延は有力な候補地でございますけれども、まだ御理解をいただいていないわけでありまして、引き続き御協力をいたすべく、大変難しく受けとめております。

○佐藤道夫君 大変難しい問題だとは思ひますけれども、地元の協力、理解を得るために格段の御努力あらんことをお願いしております。

それから、思ひつきではありますけれども、これは各国が抱えている問題でございまして、国際的な問題として取り上げて、国際的な最終処分地を考へるということも可能なかどうかどうか、それも視野に入れて検討願えればと思ひます。御答弁は結構でございまして、終わります。

○委員長(長谷川清君) 本調査に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十一分散会

〔参照〕

科学技術基本法案に対する修正案

科学技術基本法案の一部を次のように修正する。

第一条中「人類社会の」の下に「平和的かつ」を加える。

第九条第三項中「科学技術会議の議を経なければならぬ」を「日本学術会議その他学術研究団体

の意見を聴くよう努めるものとする」に改める。

十月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、科学技術基本法案(衆)

科学技術基本法案

科学技術基本法案

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 科学技術基本計画(第九条)
- 第三章 研究開発の推進等(第十条―第十七条)
- 第四章 国際的な交流等の推進(第十八条)
- 第五章 科学技術に関する学習の振興等(第十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ)の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もつて我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

(科学技術の振興に関する方針)

第二条 科学技術の振興は、科学技術が我が国及び人類社会の将来の発展のための基盤であり、科学技術に係る知識の集積が人類にとっての知的資産であることにかんがみ、研究者及び技術者(以下「研究者等」という。)の創造性が十分に発揮されることを旨として、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ、積極的に進められなければならない。

2 科学技術の振興に当たっては、広範な分野における均衡のとれた研究開発能力の涵養、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発

展並びに国の試験研究機関、大学(大学院を含む。以下同じ)、民間等の有機的な連携について配慮されなければならない。また、自然科学と人文科学との相互のかわり合いが科学技術の進歩にとって重要であることにかんがみ、両者の調和のとれた発展について留意されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、科学技術の振興に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、科学技術の振興に關し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(国及び地方公共団体の施策の策定等に当たつての配慮)

第五条 国及び地方公共団体は、科学技術の振興に關する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、基礎研究が新しい現象の発見及び解明並びに独創的な新技術の創出等をもたらすものであること、その成果の見通しを当初から立てることが難しく、また、その成果が実用化に必ずしも結び付くものではないこと等の性質を有するものであることにかんがみ、基礎研究の推進において国及び地方公共団体が果たす役割の重要性に配慮しなければならない。

(大学等に係る施策における配慮)

第六条 国及び地方公共団体は、科学技術の振興に關する施策で大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」という。)に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学等における研究活動の活性化を図るよう努めるとともに、研究者等の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に配慮しなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、科学技術の振興に關する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上

の措置その他の措置を講じなければならない。
(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が科学技術の振興に關して講じた施策に關する報告書を提出しなければならない。

第二章 科学技術基本計画

第九条 政府は、科学技術の振興に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に關する基本的な計画(以下「科学技術基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 科学技術基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 研究開発(基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。)の推進に關する総合的な方針

二 研究施設及び研究設備(以下「研究施設等」という。)の整備、研究開発に係る情報化の促進その他の研究開発の推進のための環境の整備に關し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 その他科学技術の振興に關し必要な事項

3 政府は、科学技術基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、科学技術会議の議を経なければならない。

4 政府は、科学技術の進展の状況、政府が科学技術の振興に關して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、科学技術基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 政府は、第一項の規定により科学技術基本計画を策定し、又は前項の規定によりこれを変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

6 政府は、科学技術基本計画について、その実施に要する經費に關し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 研究開発の推進等

(多様な研究開発の均衡のとれた推進等)

第十条 国は、広範な分野における多様な研究開発の均衡のとれた推進に必要な施策を講ずるとともに、国として特に振興を図るべき重要な科学技術の分野に關する研究開発の一層の推進を図るため、その企画、実施等に必要な施策を講ずるものとする。

(研究者等の確保等)

第十一条 国は、科学技術の進展等に対応した研究開発を推進するため、大学院における教育研究の充実その他の研究者等の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、研究者等の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者等の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、研究開発に係る支援のための人材が研究開発の円滑な推進にとって不可欠であることにかんがみ、その確保、養成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保を図るため、前二項に規定する施策に準じて施策を講ずるものとする。

(研究施設等の整備等)

第十二条 国は、科学技術の進展等に対応した研究開発を推進するため、研究開発機関(国の試験研究機関、大学等及び民間等における研究開発に係る機関をいう。以下同じ。)の研究施設等の整備に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、研究開発の効果的な推進を図るため、研究材料の円滑な供給等研究開発に係る支援機能の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発に係る情報化の促進)

第十三条 国は、研究開発の効率的な推進を図るため、科学技術に關する情報処理の高度化、科学技術に關するデータベースの充実、研究開発機関等との間の情報ネットワークの構築等研究開発に係る情報化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発に係る交流の促進)

第十四条 国は、研究開発機関又は研究者等相互の間の交流により研究者等の多様な知識の融合等を図ることが新たな研究開発の進展をもたらす源泉となるものであり、また、その交流が研究開発の効率的な推進にとって不可欠なものであることにかんがみ、研究者等の交流、研究開発機関による共同研究開発、研究開発機関の研究施設等の共同利用等研究開発に係る交流の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発に係る資金の効果的使用)

第十五条 国は、研究開発の円滑な推進を図るため、研究開発の展開に応じて研究開発に係る資金を効果的に使用できるようにする等その活用に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の成果の公開等)

第十六条 国は、研究開発の成果の活用を図るため、研究開発の成果の公開、研究開発に關する情報の提供等その普及に必要な施策及びその適切な実用化の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

(民間の努力の助長)

第十七条 国は、我が国の科学技術活動において民間が果たす役割の重要性にかんがみ、民間の自主的な努力を助長することによりその研究開発を促進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

第四章 国際的な交流等の推進

第十八条 国は、国際的な科学技術活動を強力に展開することにより、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、我が国における科学技術の一層の進展に資するため、研究者等の国際的交流、国際的な共同研究開発、科学技術に關する情報の国際的流通等科学技術に關する国際的な交流等の推進に必要な施策を講ずるものとする。

第五章 科学技術に關する学習の振興等

第十九条 国は、青少年をはじめ広く国民があらゆる機会を通じて科学技術に対する理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における科学技術に關する学習の振興並びに科学技術に關する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における科学技術に關する学習の振興並びに科学技術に關する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

平成七年十一月十日印刷

平成七年十一月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局